

摂津市議会

文教常任委員会記録

平成17年12月12日

議 会 事 務 局

目 次

文教常任委員会

12月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第76号所管分の審査	2
質疑（川端委員、山崎委員、森内委員、川口委員）	
議案第105号の審査	17
質疑（川端委員、山崎委員、森内委員、川口委員）	
修正案の説明（森内委員）	
質疑（山崎委員、川口委員）	
議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号及び議案第86号の審査	48
質疑（森内委員、川端委員、川口委員）	
議案第106号の審査	51
質疑（川口委員）	
議案第107号の審査	52
質疑（山崎委員）	
討論（山崎委員）	
採決	53
閉会の宣告	54

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年12月12日(月) 午前10時 1分 開会
午後 3時32分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	石橋徳治	副委員長	渡辺慎吾	委員	山崎雅数
委員	川口純子	委員	川端福江	委員	森内一蔵

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	教育長	和島 剛		
教育総務部長	羽原 修	同部理事	福元 実		
同部次長兼総務課長	馬場 博	同部参事兼学校教育課長	大路 守		
同部参事兼教育研究所長	石田ふみえ	学校教育課参事	前馬晋策		
同課指導主事	宮地 仁	同課指導主事	奥田不二夫	学務課長	田橋正一
人権教育室長	西村友司				
生涯学習部長	奥田秋広	同部市民図書館長	高山真弓		
生涯学習課長	木下好宏				

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	岸本文夫	同局主幹	日垣智之
------	------	------	------

1. 審査案件(審査順)

議案第76号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第105号 摂津市立学校条例の一部を改正する条例制定の件
議案第82号 摂津市青少年運動広場指定管理者指定の件
議案第83号 摂津市立体育館指定管理者指定の件
議案第84号 摂津市立テニスコート指定管理者指定の件
議案第85号 摂津市立温水プール指定管理者指定の件
議案第86号 摂津市スポーツ広場指定管理者指定の件
議案第106号 摂津市立鳥飼図書センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案第107号 摂津市立学童保育室条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時1分 開会)

○石橋委員長 ただいまから、文教常任委員会を開会します。

理事者から、あいさつをお願いします。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

きょうは、何かとお忙しい中、文教常任委員会をおもちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で本委員会に付託されました案件につきまして、ご審議をいただくこととなりますけれども、どうか慎重審議のうえ、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

私、一たん、退席をいたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○石橋委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、川端委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○石橋委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○石橋委員長 再開します。

議案第76号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。川端委員。

○川端委員 おはようございます。

それでは、議案第76号、平成17年度摂津市一般会計補正予算(第4号)、6ページの債務負担行為の補正のうち、小学校統廃合事業が平成17年度から平成18年度の2か年の債務負担行為で2,624万6,000円計上されています

が、内容についてお聞かせいただきたいと思えます。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 お答えいたします。

今回、小学校統廃合事業ということで、期間、平成17年から18年の2か年にわたりまして、限度額2,624万6,000円の債務負担行為を補正で上げさせていただきます。

この内容につきましては、今回の小学校の統廃合にかかわります柳田小学校及び、味舌東小学校にかかる設計予算並びに、その建築確認予算として所要の額を計上したものでございます。よろしくお願いいたします。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

小学校統廃合事業を実施するために、実施設計のための債務負担行為との今のご説明でございますが、この時期に、なぜ補正を行わなければならないのか。

この小学校統廃合問題で、三宅、味舌各小学校で行われた地元説明会について、私も参加をいたしました。客観的に見て、PTAをはじめ、地域住民の皆さんの十分な説明が行われたのかどうかについて、改めて説明会の内容と、判断した基準についてお聞かせください。

2点目は、このようなことから、今回の12月議会での補正予算では、債務負担行為でなく、平成18年度当初予算で計上できないのでしょうか。

3点目は、この債務負担行為で実施設計を行うとの答弁でございますが、この2,624万6,000円の設計での範囲は、どのような内容で設計完成時期は、いつの予定になっているのかお聞かせください。

以上で、2回目の質問を終わります。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 今回、補正した意味合いということでございますが、一応、統合に関しますいろいろな準備がございます。その中で一番大きいのは、やはり柳田小学校並びに味舌東小学校に三宅小学校並びに味舌小学校の児童を受け入れるための施設整備が必要になったものでございます。

それで、柳田小学校の場合は、基本的には今ある施設の中で普通教室を確保するというところでございますが、いずれにいたしましても夏休み中の工事ということを考えておりますので、今のこの時点で補正予算を組ませていただきまして、来年の夏休みに間に合わせたいと、そういうように考えております。

それから、味舌東小学校の場合は、味舌小学校から来る児童を勘案しますと、約10教室程度の普通教室、並びに増築するために建築基準に係る特別教室等の改築等も発生いたしますので、そういったことを考えれば、今の時期から設計の業者選択をいたしまして、18年度前半の早い時期に設計を終わって、18年度の後半から19年度の2か年にわたって工事をする。その期間が要るということでございまして、今回補正を上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、18年度当初予算でもいいんではないかということでございますが、それにつきましては、今申し上げたとおりでございますので、現在、17年度で設計のための入札をして、業者を選定して、やっていく日程で考えております。

なお、今回債務負担を上げましたのは設計でございますので、支払いが設計図書ができ上がった段階での支払いになり

ます。

したがって、17年度につきましては契約行為のみで支払いが発生いたしません。ですから、債務負担行為ということで契約するための予算をさせていただきまして、支払いそのものの必要な予算につきましては、18年度当初予算でここに計上いたしております2,624万6,000円の限度額の範囲内で当初予算で計上してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

17年度は今現在ですから、契約するために、どうしても債務負担行為という予算措置が要りますので、支払いの発生自体は18年度に発生しますので、18年度当初予算に、この限度額の範囲内でさせていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。

それと、説明会でどの程度までご理解、納得いただいたかということでございますが、基本的には、私どもは平成14年にこの統廃合のための審議会答申をいただきまして、1年間は幼稚園の統廃合に取り組んだわけでございますが、15年から今日まで2年半の間、一定、説明会をさせていただきました。

その説明会の中では、地元、保護者の要望がございましたので、役員さまでした場合もありますし、全体でやった場合もあります。また、自治会の場合も役員さまでやった場合もありますし、個別の自治会へ行った場合もございます。

基本的には、私どもは要望のあった説明会は、すべて出席させていただきまして、説明をさせていただいたわけでございます。

その中で、まず最初に審議会答申の内容を知っていただくのが、やはり先決でございますので、最初は審議会答申の内

容の説明をさせていただいて、その中で一定いろんなご質問をいただく中で個別にお答えしてきたわけでございます。

ある程度、説明会をする中で、やはり質問内容なりが一定整理されてきたということで、こちらとしましては一定、論点が整理されてきたということでございますので、その後、教育長も出席いたしまして、教育委員会の方針なりを決めさせていただくということのご説明をして、今日まで来たわけでございます。

ただ、その中で地元やはり学校がある。そのことを思う地元の気持ちであるとか、やはりどうしても学校が遠くなってしまうということについての保護者の心配とか、そういったことについて私どもはできるだけ説明をしてきたつもりでございますが、やはりどうしても地元に残してほしいと、そういう気持ちについては一定、最後まで気持ちとして残ってしまったということでございます。

ただ、私どもとしましては、この間、一応誠実に説明させていただいたつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 大体、今説明いただきまして、わかりました。それでは、3回目の質問をさせていただきます。

後ほど議案第105号で条例審査を行います。今回、小学校統廃合事業では、味舌、味舌東小学校は平成20年4月で、三宅、柳田小学校は平成19年4月なっています。

今、説明がありましたように、小学校統廃合事業で時期に間に合わせるために、補正予算で計上したのはわかりました。

実施時期につきましては、少し考えもありますので、議案第105号で改めてお聞きをしたいと思っております。

今回の補正予算内容及び今後の整備計画につきまして、議会終了後、地元説明はされるのでしょうか。

また、当事者の要望は、どのような形で聞かれるのかお伺いいたします。

2点目は、今、子どもの安全が問われています。特に学校の通学時に、広島、栃木県などで子どもが殺害をされたり、また誘惑されたとか、最近多く報道されています。

このようなことから、子どもの通学路の安全確保については、この実施設計には盛り込まれていませんが、どのように考えておられるのかお聞きをいたします。

4点目、同じように小学校の児童の環境が変わることについても大変気になります。

児童のケアとしてのスクールカウンセラーや、統合までの交流プログラムは入っていないように聞きました。いつからその検討を行うのでしょうか。

5点目ですけれども、跡地利用についても今回の補正には入っていないようですが、いつごろ公表できるのかお聞かせください。

以上で3回目の質問を終わります。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 まず、議決をちょうだいした後、具体的に地元のご意見を伺うのか、また説明するのかということでございますが、議決後には具体的な課題について、やっぱり地元の方、保護者の方々ときちんと相談をしながら進めていく必要があるというふうには考えております。

ですので、教育委員会で今現在、作業を進めておりますが、諸課題の整理及びスケジュールの整理ということかございますので、改めてまた保護者の方々、必要であれば地元の方々と、そういうこと

を整理をし、今後の見通しを持っていくための場を設けていきたいなというふうには考えております。

通学路の安全の問題でございます。特に最近、安全が犯される事件が多発しております。私ども非常に憂慮しておりますのでございます。

先日も校長会を開きまして、学校の体制を取り直すこと、また通学路を改めて点検すること、そのあたりの指示をしたところでございますが、非常に、特に下校時の低学年の子どもたちの安全ということで、非常に悩ましい、学校だけ、行政だけではなかなかやり切れない課題というふうに思っております。やはり地域の方々のご協力をいただく必要もあるというふうには認識しておりますので、見まもり隊のような取り組みを今後きちんと、より丁寧に取り組んでいく必要があるのではないかというふうに思っておりますのでございます。

統廃合にかかわります通学路の見直しにつきましては、学校の区域、通学区域が確定をした後に学校が保護者の方々と改めて相談をしながら、現実の通学路をどうするか。これは、これから決めていくわけでございますけれども、その中には当然、安全の確保という問題が大きな課題というふうに認識しておりますので、そういう学校と保護者の方々が決めていく作業の中には教育委員会も、やはりその中での議論を十分に受けとめながら対応策については積極的に講じてまいりたいなというふうに感じておるところでございます。

跡地問題でございますが、これは教育委員会が本来的に所管することでもないと思うんですけれども、説明会の場等でもさまざまなご意見のあったところがございます。これからどうしていくか、そこ

の説明会の場でのご意見、ご要望も十分に市長部局の方にも伝えながら、今後、地元の方々、関係するの方々のご意見を伺いながら決めていくべきことというふうに考えておるところです。

○石橋委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、児童のケアにかかわる部分について答弁をさせていただきます。

統合後の学校に通う子どもたちの心のケアについては、十分配慮をする必要があるものと考えております。

必要に応じてスクールカウンセラーの有効な活用を検討してまいりたいと思います。

具体的には、本議会で議案の承認がいただければ、子どもたちの事前交流のプログラムの作成のための教職員の研修を実施する予定でございます。

それと並行して、早期に2校の学校間に仮称でございますが、統合対策特別委員会を設置し、統合後の新しい学校づくりの準備や子どもたちの事前の交流プログラムについて検討に入る予定でございます。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 それでは、4回目の質問をさせていただきます。

それぞれ、今、お聞きをし、理解はいたしました。あとは要望とさせていただきます。

まず1点目は、今回の予算が可決し、事業計画案が決定するまでに地元の意見を十分反映していただくように要望いたします。

2点目は、通学路の安全確保については、子どもたちや保護者が安心して通学できるよう責任をもって取り組んでいただくよう要望いたします。

3点目は、統合に伴う施設整備につい

ては、地元の意見を十分に聞くように要望いたします。

4点目は、他市の状況を私もお聞きをいたしましたけれども、やはり保護者や住民の皆さんの意見をまずは聞き、そして対応する努力をされておられます。そういった意味におきましても、学校跡地について、また地域の避難地やコミュニティのことなどを配慮するとともに、関係者の意見をよく聞くようお願いいたします。

そして、今後とも誠意をもって、また子どもたちのために一切に基準において最大の配慮をしていただきますよう要望いたします。以上で質問を終わります。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 では、あわせて同じ項目なんですけど、補正予算についてお聞きいたします。

今の答弁で、この統廃合事業、校舎の増築の設計費用、夏休みに間に合わせるということはわかるんですけども、統廃合がこの議会で決定されて、そうすると年明けから早速、設計を依頼するために必要な措置ということはわかるんです。

これは、まだ私は賛否が分かれているこの状態で予算措置まで提案してくるといって、市民の感情を教育委員会の皆さんは、どういうふうにご考慮されるのかと、残念でならないんです。

あまりに事務的過ぎるのではないかと。でも、希望を聞くとか、要望を集めるとか、そういうふうにご考慮されてこの間、この議案の提出にもつながってきた。この態度が、要望を聞くという態度に全然つながっていないのではないかと。市民の感情があると思うんです。この辺をどう考えておられるのか、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

まず、市民の態度をこの後、硬化させ

て、決定後でも議会、それこそ市長のリコールとか、決定をくつがえさんという運動が起きないとも限らないとは思っているんですけども、その辺、どういうふうにご考慮を聞いて持ってきたのかということ、今、この補正予算を出してくる。確かに、夏休みに間に合わせるためにも、年明けには設計に入らないといけないというのはわかるんですけども、それを持ってくるというところに配慮がなかったのかということをご考慮したいと思いますので、よろしくお願いたします。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 お答え申し上げます。

今回、統廃合に伴う条例と、それに必要な予算措置を提案させていただいております。これは、原則的なこととなりますが、予算を伴う条例につきましては、条例を出すときに必要な予算措置も出して審議をいただくということが原則的な取り扱いになるかと思っておりますので、私どもは予算と条例は一体のものと考えておまして、今回提案させていただいたものでございます。よろしくお願いたします。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 事務的にそういうのは非常によくわかるんです。これ、先ほども来年の予算でよかったんじゃないかという話も出てたと思うんですけども、賛否が分かれています問題については、ここへ出してくるということがどうなのかと、私はお聞きしたかったんですけども、その辺を考慮されたのかということ、ぜひ皆さんの要望を聞くという態度をどこかであらわしていただきたいと、私もずっと思っておりますので、ぜひお願いたします。

以上、仕方がないと言うとおかしいん

ですけれども、この部分でちょっと、引っ掛かったものですからご意見だけ述べさせていただきます。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 再度お答え申し上げます。

今回、統廃合の条例を一応上げさせていただきます。したがって、条例の中でそういった、いろんな審議がされるものと考えておきまして、この補正予算につきましては、その条例と一体で処理すべき問題でございますので、どちらかを上げるということではなくて、条例と予算を一体のものとして上げさせていただきますということで、先ほどと同じお答えになって申しわけないんですが、そういう形で上げさせていただいているということでございます。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 今、各委員の方からも質疑があったんですけども、債務負担行為の内容、それから計画については一応の説明をいただいたんですけども、再度確認しておきたいことは、債務負担行為によって実施設計を組まれるということですが、債務負担行為というのは、あくまでも行為を示すものでありまして、予算を執行するには改めて歳出のところで予算を計上しなければならないと思うんですけど、その辺についてどういうふうにお考えられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

本来ならば、補正予算において歳出で実施計画予算、これを組むべきだと思うんですけども、その点について、なぜ今回これになったのか、その理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それと、債務負担行為の実施設計の範囲ですけれども、味舌小学校、味舌東小学校が統合されて、味舌東小学校に行く

ということをお聞きしておるんですけども、先ほど教室の改修等おっしゃっておられましたけれども、実施設計を行うに当たって、どれぐらいの範囲で、これ年度をまたがっていきますので、どれぐらいの範囲で実施設計を組まれるのか、詳しい内容をお聞かせいただけたらと思います。それから、三宅小学校と柳田小学校も統合されるということで、三宅小学校を柳田小学校の方へ行くようになるんですけども、これについても改修が必要だろうと思っておりますので、一応、19年4月ということですけども、その辺についての実施設計を組まれてると思うんですけど、内容についてお聞かせいただけたらと思います。1回目は、以上です。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 まず、最初に債務負担行為と歳出予算の関係ということのご質問だったと思っておりますので、お答え申し上げます。

今回、債務負担行為を上げておりますのは、柳田と味舌東小学校を改修、ないし増築するための必要な措置として債務負担行為を上げさせていただいたわけですが、設計期間が今の時期ですと、どうしても年始年末を挟みますので、1月に入札、そして契約ということになりますと、今年度、17年度だけでは設計が終わらないということになりまして、18年度も一定、設計のための期間が要るように考えております。

したがって、今回は契約に必要な予算措置として、債務負担行為でトータルの限度額を上げさせていただきました。

設計の期間が17年度、18年度2か年にわたりますので、その支払いにつきましては、設計図書ができた後に出来高払いということになりますので、17年度はあくまでも契約をするための予算措

置として債務負担行為を上げさせていただいて、限度額を取らせていただいたと。

支払いにつきましては、今申し上げましたように期間が2か年に渡りますので、18年度中の支払いということになります。

したがって、今回の補正予算ではなくて、18年度の当初予算でその支払いのための必要なこの限度額2,624万6,000円の範囲内で入札した金額の当初予算を上げさせていただくという形になります。

通常であれば、もう少し早くこの議案なり、補正予算が上がれば、今年度中の完成ということであれば債務負担行為ではなくて、委員がおっしゃっているような補正予算で上げることも可能であるわけですが、今回につきましては12月議会の提案になりましたので、設計期間を考えると、どうしても2か年にわたってしまうということで、今回は契約のために必要な限度額だけをとらせていただいて、その支払いについては18年度の当初予算で入札も終わっておりますので、必要な額を計上していきたいと、そのように考えております。

それと、債務負担行為を行う中身でございますが、今回は三宅小学校を柳田小学校に移すために必要な柳田小学校の改修、それと味舌小学校を味舌東小学校に移すための必要な改修予算ということでございまして、その内訳は柳田小学校の場合は三宅小学校から約150名程度の児童が移るわけですが、学級編成を試算いたしますと、約3教室程度の普通教室の確保が必要になってまいります。

したがって、今回の債務負担の設計の中では、その3教室の普通教室を確保するために、今現在、例えば資料室で

ございますとか教具室等で従前普通教室であったものを余裕教室として、そういう施設に転用いたしておりますので、今ある校舎の中をその3教室を確保するための改修のための必要な設計見積もり、それと、職員室であるとか、事務室であるとか、そういう管理諸室、これにつきましては先生等がふえますので、そういう管理諸室の大きさも広げなければならぬということもありますので、そういう統合に伴って必要となる管理諸室等の改修のための設計を考えております。

それと、味舌東小学校につきましては、味舌小学校から児童が移るわけですが、この場合、約10教室程度の普通教室が必要となってまいります。

そうしますと、今現在の味舌東小学校の普通教室棟では確保できかねますので、新たに普通教室棟の増築、それと普通教室棟を増築するために、現在、味舌東小学校にかかっているいろんな建築上の規制であるとか、消防上の規制であるとか、そういった部分をクリアするために、特別教室棟の改築が必要になってまいります。

ですから、特別教室棟の改築、それと柳田と同じでございますが、職員室であるとか、事務室であるとか、そういった管理諸室の改修でございます。そういった部分を設計の中というふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 この補正予算の中で債務負担行為というのは、本来なれば補正予算で、きっちりやらないと今、騒がれておりますように決断が、今決めた、今までに審議会等で長い年月をかけてやってきたのが、なぜ今ごろこういうことになるのかというふうな誤解を生む原因だと思います。こういうところをやっぱり、

きっちりしないと、本来ならば補正予算できっちりとやって、債務負担行為というようなことが起きて、今、急遽やらなければならないということになると、やはりにわか仕立てというような誤解を生むんじゃないかなと、その辺の見解を一遍聞かせていただきたいなと思うんです。

この実施設計を組まれるということで、柳田小学校には3教室、それから味舌小学校には約10教室ということですが、この差はあろうと、期間的な、今度議案105号でいろいろと、またお聞きをするんですけども、その根拠として19年4月と、それから20年4月ということで、工事の内容によって統廃合というのが期間が分かれたかのように思うんですけども、これは105号で聞きますけど、ちょっと触れていただけたらなと思います。

その内容で、とにかくこの債務負担行為に至るまでの経過というのは非常に大事だと思いますので、その辺のところだけきちんと説明していただきたいと思います。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 再度、お答え申し上げます。

今回、債務負担行為を上げるに至った経過でございますが、委員おっしゃるように、当初予算なり、しかるべき時期に補正を上げて年度内に設計図書を完成するという形であれば翌年度当初から工事にもかかれるということでございますので、ご指摘の点はもっともだと考えておりますが、私どもはこの間、答申をいただいていた、最初の年は幼稚園を1年間やりましたが、その後、2年半かけまして、なるべく多くの話し合いをさせていただく中で一定、この統合の事業をスムーズにしていきたいと考えておりまして、そ

ういう期間を十分取らせていただいた結果として、こういった債務負担をいただくまでかかったということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○石橋委員長 ほかに、川口委員。

○川口委員 債務負担行為の2,624万6,000円なんですけれども、根拠となる金額を教えてください。

それから、講師派遣の委託料として、統廃合に伴うハートプログラム6万円を組んでおられるんですけども、これについてもお聞きをしたいと思ひます。

前に、小学校統廃合にかかる施設整備の試算について、事務局の方からも資料をいただいていたんですけど、これ以外に今回の統廃合事業にかかわる補正について変化が出てくるのか。前にいただいている資料、ここにあるんですけども、統廃合を決めたときの、答申を出したときの施設整備の試算についてという資料です。

それから、あと議案105号でこの統廃合の条例が出ているんですけども、先ほど森内委員もおっしゃいましたけれども、今、答弁いろいろありましたけれども、条例がまだ、統廃合もまだ決まっていない、そういう中で補正を組んで、実施設計までの予算を出すことについて、私自身は全然納得いかないんですけども、なぜそんなに急いでいるのか。

住民合意というのは全く取れていないと思ひます。あとで、またご紹介、皆さん、委員もいろいろ要望を受け取ってるわけですけども、こういう状況の中でこのような補正を出してこられたということのやり方については、順番が間違っていると思ひます。

そのことについても、やり方によっては、住民合意が取れて、どうしても統廃合しなければならないということになった場合の、その後の段階でも十分

間に合う。事務局などが、これまでいろいろ手がけてこられた、そういう中身で言いますと十分、やれるはずであるのに、なぜそんなに焦って出しておられるのか。

順番が逆であると思うんです。その辺について、もう一度、確認をしたいと思えます。以上、2点。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 債務負担行為の内訳ということでございますが、先ほど来申し上げておりますように、柳田小学校の改築のための部分と味舌東小学校の増築のための部分がございます、柳田小学校の改築のための設計と、それとそれに伴う建築確認諸費用といたしまして、580万6,000円。

それから、味舌東小学校の増築のための設計と、それに伴います建築確認諸費用といたしまして2,044万円を計上いたしまして、この2,624万6,000円ということになっております。

ただ、これはあくまでも限度額でございますので、この範囲内で業者選定をしていただいて、入札をかけるということでございますので、金額は確定したものではありません。

それから、以前にこの統合問題につきまして、議会の方でご審議等々いただいた中で、いろんな資料の請求もございましたので、お出ししておるわけでございますが、期間が何分、2年半にわたりましたので、従前お出ししている部分と、今回出している分につきましては、一定の差異が出てきております。

特に、施設の整備につきましては、従前は必要最低限の10教室なり、3教室程度の部分を考えておりましたが、今回、条例も出させていただくということで事前に味舌東小学校なり、柳田小学校の現在の形状等を確認する中で必要になった

部分、特に、先ほど来申し上げておりますが、味舌東小学校を10教室増築するに当たりまして、建築基準法の規制に係る特別教室棟の改築等は具体的に今回、補正予算を上げる中で新たに計上させていただきます。

あと、歳出の面で今回は例えば補助金の部分等、返還等は上げておりませんが、これにつきましては前は平成15年時点で試算しておりますので、2か年たったことによりまして、返還に必要な部分の補助金につきましては減ってきていると、そういうことになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほど来、議論になっております条例と、今回のこの補正予算の関係でございますが、これも繰り返しになって大変申しわけございませんが、あくまでも予算を伴う条例を上げる場合は、その伴う予算も出して、同時に審議していただくというのが基本的な原則というように考えておりますので、今回、条例を出すに至った中でこの補正予算の債務負担額も上げさせていただいたと、そういうことでございますので、よろしくお願ひいたします。

○石橋委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、補正予算の教育指導費、私どもは適正配置に伴う児童支援プログラム事業という名称で呼んでおりますものについてご説明をさせていただきます。

この児童支援のプログラムにつきましては、三宅、柳田小学校の統廃合に伴う児童の不安感を解消するために、財団法人大阪府青少年活動財団に委託をし、ハートプログラムをはじめとする2校の児童の交流を促進する取り組みを行い、統合への期待感を高め、円滑な新体制への意向を支援するための事業でございます。

その事業の内容は、教職員研修等、先ほど申しましたこの財団が所管しますハートプログラムの実施、また2校の学校間で作成をします児童の円滑な移行支援のプログラムの実施の3つの内容となっております。

補正で組ませていただきましたのは、教職員研修についてのみ補正という形で組まさせていただきます、先ほども申しましたように、来年3学期に研修を実施し、教職員とともに児童支援プログラムの内容について新年度から円滑にスタートするように実施を考えているものでございます。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 債務負担行為の問題ですけども、この2年半の期間、答申が出されたときに、実際に統合すればどういふふうな金額が要するのかということで資料をいただいているわけですね。

統廃合の問題では、財政問題も出てまいりました、審議の中では。そういう中で実際に、本当に財政に寄与するのかと、そういうことも含めて資料をいただけてきたわけですけども、今、柳田の3教室分、それを増築するというふうな、両方ともですけども、最大限の金額を、限度額を決めたものであるというふうにおっしゃったんですが、柳田のところの580万6,000円という、この金額が出てくるということは、総事業費は大体幾らぐらいと考えているのか。

それから、味舌東に当初、3階建て10教室分、給食調理室の増築や職員室の増築などを含めて4億7,700万円という金額が出てたわけですけども、今お聞きしますと、普通教室を増築をするために特別教室棟の改築が必要になると、こういうことは新たに出てきたといいますか、私も予想していなかった

こと。そういうことなんですけれども、これと合わせますと一体、何階建ての教室を建てなければならないのか。

特別教室といいますと、味舌東の場合は渡り廊下がつながっているところだと思わんですけれども、耐震補強もまだやられていないということもあるわけですけども、3階建て10教室ではなくて、4階建て12教室、そういうことになるんでしょうか。その辺のところ、もう少し詳しく教えていただきたいし、2,044万円、この金額でどれぐらいの建築費といいますか、それを試算しているのか、そのことについてもお聞きしたいと思えます。

統合することで8,000万円ほどの経常経費を削減できるというふうに教育長なんかも説明会でおっしゃっておられましたけれども、財政が大変厳しいと言いながら、これほどの債務負担行為の補正予算も組んで、結局、総事業費がどれだけ、この統合にかかるお金が要するのか。びっくりするんですね。

今、必至で統廃合をやめてほしいと思っておられるお母さんたちにしますと、片一方で財政難という言葉聞きながら、本当に大変なんだなという思いもしておられると思わんですけれども、これほどまでのお金をかけて統合するというについて、やっぱり素朴な疑問が出てくると思わんです。

これで予算を組んでいくわけですよ。債務負担行為というやり方で、このことを出してくること自身、やっぱり私はこれはやめるべきでありますし、全然このことについては、これまでの説明会の中でも金額としても出てきてないし、全然情報公開になってないんですよ。

私たちが初めて、今回の議会でこれが出てきて、何でこんな、まだ統合も十分、

住民合意が図れてない状況なのに、このような整備、統廃合事業としての予算を出してくるのか、全く理解できないんですね。

条例と予算は伴うものだとおっしゃいました。しかし、この統廃合問題については、市教育委員会が考えていた予定どおりには、やっぱり進んでこなかったという、そのことについては、やはり住民合意を図っていかなければならないという、そのために努力してこられたんだと思いますけれども、今の時点になってもやっぱり、全く合意が図れていない、はがきも寄せられていますし、それから地域のPTA、それから一中校区では小学校のPTA会長と連合PTA会長名で出てくるといのは、先ほどおっしゃいました地域のパトロール、これからも十分、地域の協力を得なければならぬということとか、地域協議会とか、そういうことの中で出してくるといことについて、これはやっぱりおかしいと思うんですね。

私は、これについては取り下げるべきやと思いますし、十分論議をして、まだ教育長は本会議で平行線だからというふうにおっしゃったんですけれども、合意ができていない。このことについては平行線だからといって、この議会の中で条例とかを決めてしまって、本当にいいのでしょうか。

この点について、全く納得できないで、きょうの委員会に臨んでるんですけれども、財政面からにしても、これは大変な金額ではないですか。後年度に借金を残していく、そういうことにもなっていますし、なおかつこのことについては、地元の皆さんにも味舌東の学校の皆さんにも、柳田の皆さんにも、それから条例を決めてから通学区域を、また変更ありみたいなことを出しておられますから、

そういう点についても摂津小学校や千里丘小学校でも、まだまだこのことについて納得を得られてない中で、先にこういう統合にかかる予算を決めてしまうなんていうのは、やっぱりおかしいと思うんですね。

このことについては、もっと時間をかけて、今回の補正で出さなくても十分間に合うと、私たちは何ぼでも間に合わせることができると思うんですね。その辺のことについても、このことについては取り下げるべきやと思いますし、それからハートプログラムのお話ですけれども、3学期からやっていきたいと。

まずは、三宅、柳田ですか。そういうことで統合への期待感を高めていく。よくわかりませんが、行きたくてたまらない学校は、子どもたち、今は三宅であり、柳田であり、それから味舌であり、味舌東であり、そういうことやと思うんです。

このことについても、やはり今回、補正で上げてられましたけれども、きちんと段階を踏んでやっていただかないと、この補正に賛成することは到底できません。

実際にこういう講師が派遣されるというのがあるということなんです、教職員の研修、そういうふうにおっしゃいますけれども、もう少し、中身がどんな中身でやっておられるのか聞いておきたいと思います。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 先ほど申し上げました柳田小並びに味舌東小学校の、それぞれ設計の限度額に対応する工事の規模のお問い合わせだったと思います。

いずれも、これはあくまでも限度額でございますので、まだ工事の額が確定したものではありません。

その前提でございますが、柳田小学校につきましては、約1億円台の相当額で、この設計金額になります。味舌東小学校につきましても約6億円程度の額で、この程度になります。

ただ、今申し上げましたように、これはあくまでも限度額として今回計上した部分に相当する工事の額になりますので、当然、専門の業者の中で設計をしていただく中で、この金額は変わってくるというふうに考えておりますので、あくまでも参考ということでもよろしくお願いいたします。

なお、必要な予算措置につきましては、18年度で工事の予算措置をしまいたいと考えております。

それと、ご指摘のありますように、非常に厳しい摂津市の状況の中で統合に費用がかかるということについては、そのとおりだと認識しております。

いろいろと要望等はいただいておりますが、私どもは基本的には統合に際しましては、必要最少限度の施設整備にとどめたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それと、具体的に味舌東小学校の階数についてのお問い合わせでございましたが、これにつきましては基本的に10教室プラス特別教室棟の必要な部分ということで考えておまして、具体的にどのような形状になるかということにつきましては、今回設計する中で決まってくるということになりますので、今のところ3教室掛ける3になるのか、4になるのか、そのあたりはちょっと、まだ未定でございますので、よろしくお願いいたします。

それと、今回、何度も申し上げますが、債務負担行為で予算措置をさせていただきましたのは、やはり大きな工事費がか

かる事業になりますので、事前に正確な設計図書をつくっていただく中で必要最少限の経費にとどめたいと、そういう考えでございますので、今回、予算措置させていただいたということでございますので、よろしくお願いいたします。

○石橋委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、ハートプログラムを含めての内容を少し詳しくご説明をさせていただきます。

先ほども申しましたように、この事業は適正配置に伴う児童支援プログラムという全体構想で考えております。

この児童支援のプログラムは、先ほどご答弁させていただきました大阪府青少年活動財団と、それから当該校、この2校の学校が共同して、協力をして、お互いに効果的な内容を実施するということになるものでございます。

その大阪府青少年活動財団が高槻市の適正配置、統廃合に伴うプログラムとして実施をされたということを私どももお聞かせを願い、研究をしまいいりまして、今回の補正予算という形をお願いをしているところでございます。

このハートプログラム、青少年活動財団の行われますハートプログラムと申しますのは、人間関係を豊かにするためのプログラムでございます。

このお手元に持っております活動財団の内容の説明を読ませていただきますと、1つ1つのゲームを通してお互いを尊重すること。グループ内でコミュニケーション、自主性、積極性、創造性を身につけることを学んでいく心の教育を目的としたプログラムであるということでございます。

統廃合で起こります子どもたちの不安感を解消し、先ほども申しましたように、一方で統合への期待感を高めるために2

校の子どもたちの人間関係を事前にも深めていくという形で、ハートプログラムという形で実施をされている内容でございます。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 債務負担行為ですけれども、できるだけ最低限、必要最少限の金額でやっていきたいと、そうおっしゃってたんですけれども、4億7,700万円というお金が要するというだけでも地域の皆さんは驚いておられたんです。味舌東への統合の分ではですね。それが、さらに今お聞きしますと6億円にもはね上がる。実際、本当はもっと要るかもしれないということがあるわけですよ。

これ、最少限の金額、できるだけ最少限でやってるとおっしゃるんで、柳田でも前にいただいた資料では、施設整備費は不用と書いてるんですね。ただし、転用教室の補修費が必要と。ただ、この部分を読んだときには、補修費やから何百万円ぐらいで済むのかなと思っていたら、何と1億円という数字が出てきてるわけですよ。大変びっくりしてるんですね。

今回の統廃合問題では、大変厳しい摂津の財政の事情もお話されておりました。そういう中で、いい学校をつくりますというふうに市長もおっしゃっておられましたけれども、私はこの間、耐震補強工事、三宅でも味舌でも130年の歴史がある。設備的にはやっぱり古くはなっているけれども、この間、羽原さんなんか答弁してはるように30年以上経過した校舎の老朽化というふうなこともおっしゃってたんですけれども、この間、大規模改修、それから耐震補強工事、ずっと財政投入して、子どもたちのために頑張ってきていただいていると思うんです。

統合されようとしている味舌東小学校にしても、もう既に建築から32年たつ

わけですよ。柳田にしましても、もう27年経過することになるんですよ。

言いましたら、千里丘小学校は41年になりますし、三宅でも41年ですよ。味舌で43年ということですけども、耐震補強の分では、三宅小学校では1期、2期の耐震診断調査もし、それから耐震補強工事、なかなか財政厳しい中でも、三宅でも1期、2期の耐震補強工事を行ってきてますし、味舌でも1期の工事などを行われてきております。

それだけの財政を投入してきた学校施設をあとについてはどうするかわからないというような、こういうことについても住民の皆さんは納得してないですし、財政面からしても、こんなに多額の費用を使って統廃合に係る設計委託が出てくるわけですけども、これについては今、いろいろ問題が出ている中で債務負担行為として出していくべきではないし、財政に寄与しないという、こういうことが出てくると思うんです。

教育委員会の議事録を読ませていただきましたけれども、ソフト面、ハード面、その点で跡地の問題については、話をしておられます。

跡地については、教育委員会の手を離れるから、あとは市長部局の方で相談をしてもらって、そしてその上で残った分については、耐震補強などのハード面にも使っていきたいなどという、そういう論議がされていたようですけども、そういうことを考えるのであれば、これだけの多額の費用を使って統廃合をするという、このことについては、やはりこのことについても、しっかりと住民の皆さんに説明をされて、話し合いをきっちり、この辺のところでも情報公開して、納得いく形でやっていかないと、先にこんな初めて今回の議会でこういう金額がわか

るような、こういうことでは私たちも困りますので、これについては今回の補正を今回出すのではなくて、十分時間をかけてやるべきだと、そういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、統廃合に伴うハートプログラムですけれども、予定では三宅、柳田の統合は19年4月からということですよ。何も3学期に急いでやらなくても、まだ十分、時間があるんじゃないですか。

現場の教育研究所とか、そういうところにもたくさんの派遣の学生さんとか、そういう方もいらっしゃるし、なぜこれも慌てて3学期に、わざわざ子どもたちの不安感を解消するためという、これが必要なのか、全くわからないんです。

教育委員会が出しておられる、学校・園の状況。三宅小学校なんかでも、本当に素晴らしい中身をやっておられますよね。縦割りでいろいろな取り組みをして、人数が少ない中でも基礎学力の充実とか、お互いの頑張りを認め合う中で相互に高め合う力をつけていく、そういうようなことでやっておられるわけで、何も3学期に急いでこのようなハートプログラムなどの講師派遣をする必要は全くないと。そういうふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

大路さんが、子どもたちの不安感を解消して、また統合への期待感を高めると言われれば言われるほど、今の子どもたちの実態、ほんまに見てはるのかなと思うんですけれども、3学期にわざわざ6万円もお金を出して講師を派遣してもら必要は全くないと思うんですけれども、十分期間もあるという譲歩しましても、どうしても統廃合を決めようとおっしゃるのであれば、それでもまだまだ時間はあるわけで、その辺についても親御さん

たちの、いろんなそういう声についてもしっかり聞いた上でやるべきなんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 補正予算の件でございます。債務負担行為を今回お願いをしておるわけですが、私どもは説明会の場で市民の方、保護者の方に申し上げてまいりましたのは、やはり今回の統廃合の問題は、何も学校をなくしたいということではないということで、あくまでも非常に小規模になってきた学校の環境をより適正な規模にしていきたいという教育委員会としての立場についてご説明を申し上げてまいりました。

既に何回かお話ししておると思いますが、1万人を超えていた子どもたちが、もう5,000人を割るという中での学校をどういうふうに見直していくかというのが本来の議論というふうに考えております。この点につきましては、既に審議会の答申もいただきまして、教育委員会といたしましては、審議会答申を基本として、それをいかに実現していくかというふうなことで一定議論を整理してきたというふうに考えております。

そういうことでございますので、確かに相当の費用はかかるということがございますけれども、やはり子どもたちの教育環境の整備という点を第一に考えているということをご理解を願いたいというふうに思います。

それと、条例と今回の補正の関係ということでございますけれども、条例そのもの、後ほどご審査いただくわけですが、施行期日を既に明示をして、条例を提示をいたしております。

私どもといたしましては、条例を提示する以上は、その施行期日にきちんと施行できるように、これは議案を調製し、

提出していくのは、これは提出する側の責任というふうに思っておりますので、先ほどご説明申し上げましたように、今回債務負担をお願いをし、それをもとに設計に入るということで、条例に示しました施行期日にきちんと間に合うように進めてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

○石橋委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、児童の支援プログラムにつきまして、お答えをさせていただきます。

委員の方から少し時期も早すぎるのではないかというご指摘でございますが、私どもの課といたしましては、この適正配置統廃合の子どもへの不安感と申しますか、これには万全を記したいと考えております。

ですから、児童支援プログラムにつきましても、大阪府青少年活動財団と当該校で1年間の内容をつくり上げたいということで、そのためにも事前に教職員の研修として、専門家からのアドバイスをいただきながら、この子どもたちの適正配置に伴う支援プログラムを組み立てていきたいということでございますので、時間的には確かに補正で組ませていただければ、それだけ1年間の内容が充実をするということとしてご理解をお願いしたいと思っております。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 支援プログラムの件については、やはり理解できません。不安感を解消するというので、実際、子どもたちは今通ってる学校が統廃合の対象になっているということは、もちろん親御さんたちとも話をする中でわかっていると思いますが、そこまで不安感を持たせている。ただでさえ、このような事件が頻発してる中で、子どもたちは本当にど

ういう大人を信じていいかわからないとか、通学路についても本当に悲しい状況と申しますか、大変な状況が続いてる中で、ここまでして新プログラムを3学期にやるのではなくて、もっとほかにすることがあるでしょう。通学路の安全対策とか、もっと親御さんたちと話をするとか、そういう力を借りてやっていくべきことではないでしょうか。

それから、そのプログラムを立ち上げていきたいということで研修を受けてということですが、十分これは予算でも間に合うわけで、今やる必要は全くないと思いますし、もっとほかにやるべきことはあると思いますので、そういうふうに申し上げておきたいと思っております。

それから、統廃合の債務負担行為に係る分ですけれども、あとで105号でもありますけれども、私は自分の住んでる第一中学校校区ですので、PTA会長4人の名前で要望書が議長あてに上がっております。皆、見られておりますよね。見ておられますか、教育委員会の皆さん。

ちょっと読みますけれどもね。

○石橋委員長 その辺は、議案第105号で議論しましょう。川口委員。

○川口委員 そうですか、ではそうしてもよろしいですけれども、こんなに声が出ているにもかかわらず、こういう補正を組んでくるということ自身が間違っていると思いますので、そのことについて申し上げておきたいと思っておりますし、財政面にとっても全くこれはかえってむだになると思います。

味舌東小学校では、新たに校舎が建てられようとしているこの場所は、山があって、木が植わっておりまして、味舌東の特色ある場所のすぐそばになるんですね。

地元の人たちにも協力していただいて、山がある学校と申しますか、そういうこ

とでやってきたわけですがけれども、一体今の説明でも3階建て10教室というたのが3階建て12教室になるのか、そういうことさえもはっきりしない中で、こんな承認するわけには、やっぱりいかないんですよ。

やはり私たち、ここ議会でももう少し、はっきりわかった上で、説明していただかないと、一体何か最低限の金額で、限度額を組んでるもんですというふうにおっしゃいますけれども、実際本当にふたをあけたら、どれだけのお金が要るかわからない。解体費用ももっと余分に出てくるかもしれないですし、こういう点については今回の債務負担行為の出し方について、やはりこれは取り下げるべきでありますし、今出さなくても間に合わせることは十分できると、そういうふうに思いますので、このことについては承認できませんし、ハートプログラムの問題についても承認できないということを申し上げておきたいと思えます。

○石橋委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時 9分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○石橋委員長 再開します。

議案第105号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。川端委員。

○川端委員 ただいま、上程になっていきます議案第105号、摂津市立学校条例の一部改正を行う条例について、質問をいたします。

この条例の中身は、三宅小学校と柳田小学校を平成19年4月に統合し、名称を三宅柳田小学校にするのと、味舌小学校と味舌東小学校を平成20年4月に統合し、名称を味舌小学校にするというこ

とは説明でお聞きし、わかりました。

先ほどの補正予算でも質問をしましたから重複はできるだけ避けながら、先ほど質問できなかった条例にかかわる点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

小学校統廃合問題は、摂津市義務教育施設等の適正配置並びに有効利用検討会議が平成9年から進められ、平成11年2月4日に当時の森川市長に対し、結果が報告をされております。それを受けて、平成13年4月1日より、摂津市幼稚園小中学校適正配置等審議会が開催をされ、平成14年5月21日に答申が出されました。

それ以降、教育委員会として検討され、平成17年9月29日に教育委員会で決定をされて、今回の小学校統廃合の条例が出されたわけですが、ここで質問ですが、審議会の答申が平成14年5月21日に出されてから、教育委員会決定まで2年と4か月かかったのは、なぜでしょうか。

また、9月29日以降、市長も入っての地元説明会で多くの方から教育委員会に対し、不信を訴える意見が出ておりました。このことについて、どのように認識をされておられるのでしょうか、経過も含めてお願いをしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 お答えいたします。

審議会答申が出てから、この間、どういった形で説明会がなされてきたかということについてお答え申し上げます。

ご存じのように、審議会答申は、平成14年5月に出されたわけですが、14年当時は幼稚園の統合問題がございましたので、そちらの方に全力投球

してまいりました。

その問題が一応、一定の見通しがつきましたので、15年度に入りまして、今度は小学校の適正配置計画につきまして、それぞれの該当校区で、まず答申の内容の説明から入ったわけでございます。

その後、それに対する質疑応答につきまして、何度か説明会を行ってまいりました。この説明会につきましては、一定、地元自治会、保護者等の要望のあった説明会につきましては、すべて出席して、こなしてまいりました。

その間、議論を重ねる中で、やはり一定この問題についての幾つかの論点が集約されてきたというふうに考えましたので、その論点について一定整理すべき時期が到来したということで、平成16年の年末から17年にかけて、教育長も出席する中で、今後、教育委員会としての計画の決定をしていきたい旨の説明を行いました。

17年に入りまして、教育委員会議におきまして地元説明会で出た論点、そういった部分も議論をしていただきました。

また、跡地につきましても地元から出た要望につきまして、市長部局の方へ、その内容についても説明をしてまいりました。そういった内部事務手続を17年度中に行いまして、9月29日の教育委員会議におきまして、最終計画の決定をしたということでございます。この間、幼稚園の部分を除きまして、ご指摘いただきましたように、2年半かかったわけでございますが、しかしこの期間につきましては、私どもは地元と説明する話し合いをする期間ということで有意義な期間であったというふうに考えております。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

まず1点目、三宅、柳田小学校と、味舌、味舌東小学校の統合年度は、なぜ違うのでしょうか。

2点目、補正予算でも質問をしましたが、統合までにどのようなことを処理する必要があるのでしょうか。

3点目は、三宅、柳田小学校は、1年で統合は可能なのでしょうか。

4点目、名称について、今回、三宅小学校と柳田小学校を統合して三宅柳田小学校という提案ですけれども、地元はこれで納得をされているのでしょうか。

また、小学校の校名を新たにすることは考えられなかったのでしょうか、お聞きをいたします。

以上で2回目の質問を終わります。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 まず、三宅、柳田小学校の統合と味舌、味舌東小学校の統合の年度の違うということについてでございますが、これにつきましては、基本的には統合に伴う施設整備の期間ということでございます。

先ほど来、申し上げておりますように、柳田小学校につきましては大規模な校舎の増築が必要ございませんので、期間的には1年。ただし、味舌、味舌東小学校につきましては、やはり10教室等の新たな校舎をつくる必要がございますので、2年間の期間がかかるということでございます。

私どもは、あくまでもこの施設整備にかかる期間が1年ないし2年ということの違いでございます。そういうことによつて、この年度の違いが出てきたということでございますので、よろしく願いいたします。

それと、その間にどういった事前の準備作業が必要になってくるのかということでございますが、非常に多くの準備が

必要になってまいります。教育委員会の教育総務部、生涯学習部だけにかかわらず、市長部局の方の例えばまちづくりのことでございますとか、そういったいろんな関係部局に関係することがございます。

主なことにつきましては、申し上げますと、まず審議会答申の中でうたわれている通学区域の確定、これがやはり急がれます。通学区域につきましては、答申の中でも地理的要件とか、自治会の分断の解消もございましたので、一定、今回の統合の中でそういったことも含めて議論するよというということでございましたので、まず通学区域の審議会を設けまして、校区の確定を早急にしなければならぬと、そのように考えております。

それと、先ほど来申し上げております、当然に必要な最低限の施設整備を行っていく必要がございます。

あと、総括的に申し上げますと、また詳しい内容は、それぞれでいいと思いますが、統合に伴う両校のカリキュラムの調整、それと児童の事前の交流プログラムの作成と実施、それと通学区域が確定した後の通学路の決定、そういった部分が今後必要になってくると。

あと、市長部局の方とは、地元の方からも議論が出てました自治会活動、そういった部分、それと跡地の部分をどうするかという形が出てくるといふふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

とりあえず、私の方は以上でございます。

○石橋委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 続きまして、統合が1年で可能なのかということについて、ちょっとお答えをさせていただきたいと思います。

私どもも高槻市や吹田市など、これまで統合を実施した他市の事例を参考にさせていただきますと、1年で可能と考えております。

具体的には、今議会で議案の承認がいただきましたら、先ほども触れましたが、早期に2校の学校間に仮称統合対策の特別委員会を設置いたしまして、統合後の新しい学校づくりの準備に入る。私どもで言いますと、教育課程の調整、またその他の諸課題について議論を深め、新しい学校づくりをスタートしたいというふうに考えております。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 学校の名称についてお答えを申し上げます。

今回、統合を予定しております4校、それぞれ味舌小学校がかつて非常に大規模になったときに、味舌東小学校を分離をいたしました。

三宅小学校が非常に大規模になったときに、柳田小学校を分離いたしました。

こういう歴史的な経過というのがございますので、今回の統合に際しまして、教育委員会内部での議論といたしましては、本来、いわゆる母体校として味舌小学校、三宅小学校、それが地域的な歴史も背負って、古い歴史を持っておるわけですから、その学校名を原則的には尊重するべきであろうというのが教育員会での基本的な考えといふようになっております。

ただ、それぞれ新しくできました味舌東、柳田、それぞれにまた新しい学校としての歴史はあるわけですが、基本的には母体校尊重という考え方が1つございました。

ただ、味舌と味舌東ということでしたら、非常に名前の類似性が高いので、味舌、味舌東小学校の

統合につきましては、基本的には母体校尊重という考え方をやはりまず置きまして、味舌小学校でお願いをしたいと考えております。

三宅、柳田小学校につきましては、名前としての類似性は全くございませんので、これをどうするかという点につきましては、私どもも最後まで議論をしてきたところでございますけれども、やはり子どもたちが将来、1つの学校になったときに、いかにうまくなじんでもらうかということも考えていきますと、三宅小学校の子どもたち、おおよそ150人の子どもたちが柳田小学校へ行ったときに、柳田小学校側の子どもたちの感覚として、柳田小学校という名前が全く消えるということへの、そういう気持ちもあるだろうということも一定考えさせていただきまして、やはり三宅と柳田、それぞれの学校が1つになったということを象徴的に示すという意味も込めまして、三宅、柳田小学校という校名でお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 それでは、3回目の質問をさせていただきます。

名称については、わかりました。

統廃合の実施時期については、味舌、味舌東と三宅、柳田の公平性を保つためにも合わせるべきと考えます。

子どもの交流期間を含めて、三宅、柳田小学校を平成20年4月から実施の考えはないのか、改めて聞いておきたいと思えます。

また、実施時期を延ばした場合、どのような問題があるのか聞かせてください。

以上で質問を終わります。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 統合の時期でござ

いますが、味舌、味舌東小学校が三宅、柳田小学校よりも1年長いということで、これは先ほど申し上げましたように施設改修等の工事が必要になってくるということで1年の差が出ております。

私どもといたしましては、基本的に施設改修等がなければ1年で実務的には可能と。これは、他の先進的にやっておられる市の実例等も研究をいたしまして、1年で可能であろうというふうに考えまして、今回お願いをしておるところでございます。

ただ、これ、2年になるということになりますと、統合後の残余となります運営経費等の予算を生かした学校の教育の改善、そういう学校の教育改善、それから小規模化の解消。本来、目的としておる小規模化の解消、そういうことがやはり早くしたいという気持ちもございまして、できれば私どもの計画している1年ないし2年という期間で実施をしたいと考えておるところでございますけれども、仮に2年ということになりますと、これは1年が2年に延びますので、より余裕を持った検討、対応は可能かなというふうには考えておるところです。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 私は、これまでの議論を私なりに整理をして、どうしても納得のいかない問題、大きく分けて5つほどありますので、ご質問いたします。

先ほどの答弁でも補正予算の部分ですが、住民の感情を考慮されないということが、私、よくわかりました。

ですから、1番目に、まず住民合意の問題なんですけれども、住民合意がなければやらないと言っていた統廃合条例が今回提出されたということは、市長、教育委員会は住民合意がされたという認識を持たれたということだと思います。い

かがでしょうか。

三宅地区の自治会、味舌地区のPTA、慎重審議の要望書、両地区からこの間、1万1,000と、7,000余の反対署名が上がってきている中で、どういう理由、根拠で統廃合をしていいという住民合意がされたのかという判断、これをどういうふうに判断をされたのか、お聞かせください。

それから、市長も市民の負託という点を強調されますけれども、決して統廃合オーケーという認識で市民の方々が市長を支持されたとは私は思えないんですけれども、いかがでしょうか。

市長、教育委員会は、何が何でも統廃合の方針で、この問題を議会へ投げ出してきたというか、上げてきたという態度にしか私は思えないんですけれども、小規模校の解消という点では、校区など、もっと方法はあったと思うんですが、市民の意見がこの間、反映されなかったというか、最初から統廃合ありきで、ずっと来ているという、この形が住民合意をしようとしてきたのかというのが見えてこないというのが市民の大方の判断だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

まず、2番目に財政の問題ですね。

教育委員会は、財政問題でないという説明もしたことがありますけれども、説明会でも市長が、もはや教育予算も聖域ではないと発言されました。つまり、ここには教育予算を減らしていくよという意図があると思うんです。聖域ではないという発言がですね。

1校当たり5,000万円から8,000万円という削減ができるという発言もありました。この用地の買収で予算の充実など、お金が絡んだ問題がいろいろ出てきてます。

統合が決まれば、跡地は一般の資産で

教育行政の手が離れると、こういうふうにも言われました。

ここで1つは、一般資産になる、統合の予算、それから経費が浮いてきた、この予算が教育予算の充実につながるかということが全く見えてきていないというか、空手形にならないか。つまり、1つは目的が教育予算の縮小が第一のものではないかと思うんですけど、この点、お答えください。

財政難とはいえ、学校をつぶさなければ乗り切れないということではないと思います。そうしなければ、市の財政が破綻するということでもおっしゃるのか。

今、子どもたちの安全と教育が大変な時期に、教育に力を入れて予算を充実してしかるべきときに、そこを削っていくということは許されないと思いますが、いかがでしょうか。

3番目に、さきの質問とも関連しますが、教育長は12校がこの児童数の中で必要かという問いかけをよくされますけれども、私は地元の要望とか、通学路とかの問題を考えますと、12校必要だと私は思っています。この点でも、そもそも統廃合が必要という論理そのものが住民の納得を得られていないと思っております。

この12校問題というのは、過疎地の問題とか、そういうふうなところまで来てるわけではないわけですから、この時期にやらなければならない。12校を減らさなければいけないと強弁する理由もお聞かせください。

4つ目です。安全問題です。今昨今、小学校、小学生を巻き込む痛ましい事件が相次いで報道されております。

既に、鳥飼の地域では倉庫なんかも多くて人通りが少ない、通学路も多いというか、少なくないということで、PTA

で非常事態宣言ということで、下校時の見守り活動も早速やられているということを知りました。

通学路が長くなれば、摂津市内のあちこちで、先ほども見まもり隊というのも出ましたけども、こういう親御さんが心配でならないという問題が起きてくることになるのではないかと。

また、児童数が多くなれば、いろいろメリットもあるということをおっしゃっていただけますけども、学校内での安全でも目が行き届かなくなることがないのか。まさしく統廃合によるデメリットが出てこないかと思うんですけども、この辺をどう考えておられるのか。

教育長は説明会で、この8日の答弁でも議論が出尽くして、新しい意見も出てこないよという発言もありましたね。この中で、今まで出てきた、私が今説明したような不安、疑問に有効な解決策とか回答が教育委員会側から出てこないのかと私は思っているんですけども、どうでしょうか。

通学路、校内での安全、授業の内容、学童保育、いじめや不登校の問題、このあとにも5番目に聞きます施設がなくなるといふことの地元住民への不安もしっかり答えなければ、解消できる、大丈夫ですよということが言えるように答えなければ賛成できないというのは当然ではないでしょうか。

最後に、この地元コミュニティ、避難所としての市の財産をなくしてしまうという問題。これもさっきの質問と同じように、住民の不安に答えられていないということが言えるのではないかと。条例改正案は、無論、行政が責任を持って提出されたものであるでしょうけれども、被害者を出してしまって、そういうこと

になれば取り返しがつかないと。

被害が自然災害、人為災害を問わず起きてしまって、これが統廃合に起因するとなったときには大きな失政と批判されることとなります。

ですから、今からでも見直しをされても決して遅くない問題だと思っておりますので、慎重の上にも慎重審議を重ねて再考されることをお願いしまして、1回目の質問といたします。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 幾つか多岐にわたりましたので、まずお答えられる分からお答えさせていただきます。

まず、住民合意がなされたかどうかということにつきまして、これはかねてからこの問題について、いろんな議会の場でも、こういった委員会の場でもご説明申し上げてのわけでございますが、私どもは審議会答申をいただいたということは、非常にこれは大きなことだと思っております。

審議会答申をいただく際に、やはり地域の代表の方、それと学識経験者等々に入っていただきまして、摂津市の今の現状を考えたときに、どうあるべきかということをおのとき市民代表として議論していただいたと思います。その中で共通認識がまずあったのは、小規模校は解消しなければならないということだったと思います。

小規模校を解消するに当たっては、いろんな諸問題はもちろんございますので、そのことについては私どもが今までの説明会で一定ご説明も申し上げましたし、統廃合の条例が通れば、直ちにまずそのことについて具体的ないろんなことをやっていかなければならないと考えておりますが、いずれにいたしましても小規模校を解消しなければならないというのが、

この問題の一番の原点であったと思えますし、そのことにつきましては当時の27人の各界各層の市民の方、学識経験者の方がご議論をいただいて、そういう結論を出していただいたわけですから、私どもはその答申を十分尊重し、その答申に向けて最大限の努力を今日までしてきたということでございます。

ただ、その中でやはり小規模校に該当する地域の方々につきましては、当然、今まで130年の歴史の学校、それと実際にお子さまが通われているという中で保護者としての心配等々、これはそのとおりでございますので、そういったことを私どもはすべてお答えできたかということ、やはりそうではなかったということもあると思えます。

というのは、私どもはあくまでも、その答申を尊重する中で摂津市全体の教育をどうすべきかということで今日まで、私たちはそういうスタンスで議論をしてきましたし、ご説明も申し上げてきたわけです。

ただし、地元の方につきましては、やはり地元としての一定の学校を残したいとか、そういった気持ちが私どもとは若干違っているということは、これは残念ながらやむを得ないことでございますので、私どもしかし、そういうこともある中で2年半費やしてご説明申し上げたつもりでございますので、そういった考えで今日、最終的に市長も出席される中で今回条例を出させていただいたということでございます。

それと、財政面のお答えでございますが、基本的にこの問題は教育委員会といたしましては最初から申し上げておりますように、小規模校を解消すべき教育上の問題があるという前提で私どもは説明をやってまいりましたし、今日もそうい

うふうに考えております。

ただ、見直すべきところは見直さなければならぬということは、私どもそういうふうを考えておりますので、今回、見直す中で削減できた経費につきましては事前に財政部局と17年度に入りまして調整して、教育の予算にそれを活用させていただきたいということで、今回の適正配置計画の実施計画の中では新しい教育の内容ということで、そういった削減できた経費を活用して具体的にこういうことをやっていきますということも書かせていただいているわけでございますので、今後は私どもはそれを実施していかなければならない、そういうことをする必要が出てくると考えております。

それから、安全の問題であるとか、いじめの問題であるとか不登校の問題、これにつきましては、私がすべて答えられませんが、しかしそういったことは統合の問題とは切り離して、今現在も私どもは、それぞれの担当で問題が起こらないように努力して、いろんな施策を考えてきておりますし、今後もやっていかなければならないというふうを考えておりますので、こういった問題につきましては、基本的に統合の問題とまた切り離してやっていく問題ではないかなと、そのように考えております。

あとにつきましては、これは市長部局の方で考えていただくべきものですが、私どもは地元説明会でお聞きした内容につきましては、内部の会議でこういった意見が出ておりますということは報告させていただいております。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 住民合意というお話でございました。確かに行政を進めていく上で住民の方の合意というのは非常に大事なことというふうに思っております。

す。

ただ、今回の統廃合の議論の中でも、先ほど申し上げましたように、基本的な私ども教育委員会の考え方は、やはり広く摂津市域全体を見渡したときに、どうだということがベースにございます。

審議会答申も、やはり全体を見たときに子どもの数が激減して、学校数が同じということを経験していただいているというふうにご覧しております。

よって立つところの違いがあらうかと思えますし、地域の方々やはり長年親しんでおられる学校を何とか残してほしいというご要望が強いわけですし、保護者の方々、それぞれのお子さん方のことを一生懸命考えて、いろいろご意見、ご要望をいただいております。

私ども、そのすべてに答えきっていない部分もあらうかと思えますし、むしろこれから条例をご可決いただきましたら、具体的な課題を整理をしていき、その中でもう一度、保護者の方々のご意見も伺い、議論をしながら片づけていく課題はたくさんございます。

特に、通学区域でしたら審議会の開催が改めて必要ですし、通学路の安全でしたら、やはりこれから決めていくことがたくさんございます。

また、事前交流プログラム等についても、これから担当の方できちんとしたプログラムを計画し、またその内容については保護者の方々にもこういうふうにご覧しておりますという説明を具体的に申し上げますられるのは、これからというふうにご覧しておりますので、説明会の中でそういうことについて随分ご要望もございましたし、ご質問もございましたけども、私どもといたしましては説明会の段階で説明できること、考え方をお示しできる

ことは示してきたというふうにご覧しております。

そういう意味では、有効な回答ができていないのではないかとご質問でございますけども、現時点で私どもがきちんと考え、方向性として出せるものは、きちんとお示しできてきたつもりでございます。これから、先ほど申し上げましたように、改めて詳細な内容、具体的内容について作業を進めてまいりますし、その中で改めて保護者の方のご意見を伺う場面も多々あらうかというふうには考えております。

それと、12校必要なんではないかと、10校にする理由は何だということでございますが、これは基本的に申し上げておりますように、児童数の激減、それに伴う小規模校の発生。そこでの教育環境ということを経験的に考えていきますと、本当に12校の学校数が要るのかということを経験的に結論づけたのが、まず審議会答申でございますし、私どもはそれをベースに今後の学校のあり方、適正配置の問題について議論をし、教育委員会において結論づけられたのが今回の教育委員会のご覧の考え方、計画というふうになっておりますので、ご理解を賜りたいと思えます。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 今の説明では、順番にいきますと、まず合意の面で行くと、審議会答申が住民の意見であるかのような、これによって立つという、そうではないと私は思うんです。納得できないんですね。

今、認識で130年の歴史の問題とか、地域の方々のご意見にすべて答えられたかということ、そうではないという認識を持っておられる。

この2年半説明してきたことと、合意

とは結びつかないですね。幾ら説明しても、合意されたということにはならないですね。

この合意がなければやらないと言ってきたんですから、合意がされたのではないかと、私は聞いたんです。

ですから、合意がされたという根拠をお示してください。

それから、次に教育予算、財政部局と調整して教育の予算にという話しもされました。でも、削減できてくるという答えも出てますね。

ここで教育予算が減らされていくのではないかということについて、要するに浮いてきたやつが教育に回るというのは、空手形にはならないのかということをお聞きしてるんです。その辺も保障が全然ないですね。一般財源にも教育の施設が移ってしまって、処分されたお金がどこへ行くかというのは、教育委員会ではわからないわけですよ。その辺も縮小される、これに不安も持っているんじゃないかということをお聞かせいただきたい。

それから、12校が、それもさっきと一緒になんですが、審議会が12校が多い、10校にせないかんと言ってるというのが最大の理由ということよろしいんでしょうか。

それから、さっき統合と、いろんな通学路とか、いじめとかの問題は、切り離して考えると。これは、切り離してはいいかんと思うんです。

これ、統廃合をやることによって問題が起きてこないのかということをお聞きしてるんで、統廃合と、これらの諸問題を切り離して考えるということは絶対できないと思っております。

ですから、この通学路の安全、さっきの事前交流の問題、プログラム、これか

らだというご説明もありました。これからは、統廃合してから先の全貌が見えてこないんで、全貌が見えないものに賛成も反対もできない。当たり前だと思うんですよ。統廃合されてから、どうなるかというのがわからない、この不安を解消しなければ賛成できないというのは、当たり前ではないかということをお聞きしてるので、この4点ぐらいはぜひもう1回、お聞かせいただきたい。

○石橋委員長 暫時休憩します。

午後1時から再開します。

(午前11時47分 休憩)

(午後 1時 再開)

○石橋委員長 再開します。

山崎委員への答弁をお願いいたします。

羽原部長。

○羽原教育総務部長 答申と住民の合意というご質問、説明の内容の問題とございました。

答申というのは、ご存じのように審議会答申でございますけれども、やはり行政の意思決定の1つのルールとして、やはり広く市民、または地域住民の方の代表者の方にお集まりいただいてご議論願った結果の答申でございますので、行政体である教育委員会といたしましては、やはりこれは第一義的には尊重し、その実現のために努力をするというのが基本的なルールというふうに考えております。

当然、それを実現するプロセスの中では、おっしゃっておられるように住民の方の合意ということは非常に重要な問題ということは、そのとおりだと思うんですけども、これまでご答弁申し上げましたように、それぞれのお立場、お考えがあるというわけでございまして、なかなか完全に、よっしゃわかったという形での合意は、なかなか難しい部分も確かにこれはあるわけでございます。

そのあたりを含めて、どういうふう
考えていくかということがございますけ
ど、私どもといたしましては、これまで
おおよそ50回に近いような説明会も開
催し、先ほど申し上げましたように、そ
の都度、私どもの方でお答えができるこ
とについてはお答えをしてきたつもりで
ございますし、一定、統合後の姿をにら
んだようなご意見も教育委員会としても
ちょうだいをしておる部分もございま
すので、一定の合意については形成され
てきているというふうな認識は持つてお
るところでございます。

あと、教育予算の裏付けということ
ですが、既に説明会でも皆さん方に教育
委員会としては、こうしたいというお
話を申し上げておりますし、それは教
育委員会からの計画に基づいた内容
としてお話をしておるわけですし、そ
れについても将来的に実現できないとい
うようなこととなりますと、当然、住
民の方、保護者の方、もちろん議会か
らもちろやはりそれはおかしいとい
うご指摘もいただくわけですから、
現実に来年度予算の中で、こういう
予算をつけますとか、そんなお話を
申し上げられる段階ではございませ
んけれども、私どもといたしましては、
やはり公式の場できちんとお話をし
たこととして、これは責任を持って
実施していくことを申し上げたとい
うふうには思っております。

○石橋委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 それでは、私
の方から、この適正配置にかかわり
ましての子ども、特に不安ないし不
登校等の問題についてお答えをさせ
ていただきたいと思ひます。

この件につきましては、午前中にも
お答えしましたように、特に適正配
置に伴いましては児童の支援という
ことでのプ

ログラムを十分につくるということ
で体制を整えていきたいというふう
に考えておるところでございます。

現在も私ども摂津市内の小中学校
には、常時、教育相談に応じる体制
を各学校でつくっております。週1
回、小学校ではスクールカウンセ
ラーを相談業務として配置をして
おりますが、スクールカウンセ
ラーだけではなく担任、また養護
教諭等、学校として子どもたちの
心のケア、相談に応じることを引
続き実施するとともに、先ほど
から申しております児童支援プ
ログラムの中に、さらにそれに
重なるように、またより充実す
るような形で組んでいき、子ども
たちの万全のケアを取るとい
うことを考えておりますので、
よろしくご理解をお願いいた
します。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 統合に伴
う安全の問題でございますが、午
前中は安全の問題につきま
しては、今現在もやってお
るという答弁をしましたが、
基本的に統合によりまして
通学路等変わることもござ
いますので、当然そのこと
は、校区審議会で校区が
決定された後に各学校で
通学路が指定されますので、
その指定された通学路に
対しての安全につきましては、
私ども一定配慮していかな
ければならないと考えて
おります。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 最初に、合意の
問題では、条例案が提出
されたということは、住
民合意がされたという
認識を教育委員会は
持たれたのかという
ことをお聞きして
るんですが、一定
の形成がされたとい
う答弁だけでは、
何で条例案が上
がってきたのか
ということを私、
納得させたい
と思うんですが。

不登校の問題にしても、統
廃合による通学路の問題
にしても、この統廃合によ

でデメリットが多く出てきている。現在もいろいろやっている。この間、小学生を巻き込むいろんな事件の中で、鳥飼の地域で非常事態宣言というようなことを出されて、見守り活動が今、始まっている。こういったことが今後、統廃合によって起きてこないのかということをお聞きするわけですし、またさっき答えに出てないんですけども、地域住民の気持ちとして、避難所、コミュニティがそこからなくなるということについての不安、統合後の状態についても不安が解消されていないのではないかと。

先ほど、いろいろ通学路、いじめ、学童保育の問題とか、授業内容の問題とか、全貌が見えてこないのが不安があるんだということも私、訴えさせてもらいました。

この審議会答申、住民の意見というか、代表者の方々の意見ででき上がってきたものだということは尊重はする。それはわかりますが、これが本当に住民の意見というふうには、審議会の中身が住民の意見が反映されたものであるというふうには、住民は思っていないという点で住民合意ということにはならないのではないかと思いますので、あわせてまず一番最初に住民合意がされたという立場を取ってるんじゃないかということだけは、しっかり聞かせていただきたい。よろしくお願ひいたします。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 議案上程をしたということは、住民合意があったと認識しているのかということをございますけれども、このことにつきましては、先般の本会議のところでもかなり議論がございました。

私は、やはり今回のこの問題、地元説明会を続けてまいりましたけれども、皆さん方の、三宅小学校並びに味舌小学校

の関係者の皆さん方のお気持ちから言えば、130年の伝統校である地元の私たちの小学校を何とか残してほしいという、そのお気持ちであります。そのお気持ちにつきましては、私はその点について変えることは非常に難しいという認識を持っております。

ただ、先ほどから出ております教育の充実の問題とか、小規模校の解消の必要性。答申にも出ておりますけれども、あるいは通学路の安全対策とか、さまざまな課題、本会議では8点ぐらいあると申しましたけれども、その中には土地問題とか地域コミュニティの問題とか、いろいろあります。そのことについては、私たちは誠実にご説明を申し上げてきたと思っております。

それで、先ほどご質問の中にもありましたように、説明会の中で私たちが説明したことに対して、新たな論点、そういうものも出てこない状況になってまいりましたので、私たちは一定、説明についてのご理解はいただけたものと考えているわけです。

ただ、そのことがやはり何とか残してほしいという気持ちがありますから、今おっしゃっているような合意とか、そういう言葉には出てまいりませんが、私たちは説明し切ったと思っております。

そういうことですから、そういう状況の中で議案を上程する。これは、最終的には行政の判断として、この時期に上程していく。これは、審議会でも子どもたちの今後の摂津の教育を考えていったときに、やはり小規模校の解消もしなければならぬ。これからの新しい教育についても取り組んでいかなければならないという、総合的な判断で私たちは、この上程をしたわけでありまして。

このことは、本会議におきましても森

山市長の方も、やはり説明会、6回出られました。その中で、教育面だけでなく、やはり摂津の市政全体の中で相対的にとらえて、市長として財政面のお話もされました。そういう中で相対的に考えて、一定の皆さん方のそういう相対的な財政も含めた議論の中で理解を得られたということを確認を持って議案を上程したと。これは、上程者の市長の意見でありますから、そういうことでありますので、私たちは今回のこの議案上程をさせていただいたと、そういうことであります。

それと、通学路の安全、この問題は、統廃合によって起きないかということですが、私はそういう問題ではない。それも1つの危惧するところはありますけれども、今、今日の状況を見ておきますと、どこで、ああいう事件が起こってもおかしくない状況であります。

そういう中で、私たちは学校に対しましても、校長会、教頭会でも、この議論、先般も長い時間をかけてやりました。

そして、やはり結論としましては、学校の力だけでは防げない部分があります。そういうことですから、ずっと言われていますのは、地域の皆さん方のご協力をいただく、あるいは保護者の皆さん方のご協力をいただく、そういう全体で今、取り組んでいかなければ、この問題は解決しない。

もう1つ、私がいつも申しておりますのは、やはり義務教育の重要性。やはり、子どもたちに豊かな心を義務教育の段階から育てていくんだと。そのことも別の面から非常に重要な問題だと思っておりますので、今、ご質問にありますように、統廃合をしたから、そのことで通学路の安全が脅かされると、そういう考え方はなくて、もっと抜本的に市全体で取り

組んでいく大事な問題であると思っ、教育委員会では現在その対策を進めているところでございます。

また、この問題につきましては、さっきの私、説明会の際にもお話ししましたけれども、本当に教育委員会、この通学路の安全、あるいは教育の充実とか、いろんな問題、課題があります。それについては、本当にこれから先ほどから両校の融合をどのようにしていくかとか、いろんな課題があります。

プログラム、補正予算でも講師料として計上させていただいておりますけれども、そういうことをこれから本当に保護者の皆さん方とも教育委員会、話し合いながら、よりよい学校をつくるために努めていきたいと、そのように考えています。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 避難所の問題、つまり跡地利用の問題でございます。説明会の場でも地元の方から学校が現在、災害時の避難場所ということで、それが遠くなることについての不安、危惧の念を出しておられる方もたくさんございました。その辺につきましては、跡地利用を今後どうするか。跡地、あとの施設等を地域の中でどう生かしていくのかという問題になりますので、教育委員会として避難所をどうこうという議論は本来所管する事項ではないわけですが、先ほど申し上げましたように、そういう説明会等でお伺いした、さまざまなご意見につきましては、市長部局担当課の方にも伝えまして、そこでの議論でやはりどうしていくかという全体像を描いていく。その中に、やはり地元の方のご意見というの、きちんと反映できるような議論を展開していくということは、今後必要なんであろうというふうには私どもは認

識しておるところです。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 今の答弁で、どこが不安を解消できる状態になるのかというのが全然わからないわけなんですけれども、先ほど教育長、8項目ほど問題が上がったということを言われました。

一定理解していただいているということも言われました。どこの8項目、私もちょっと存じ上げないんですけども、どこを住民合意できた項目があるのか、1つずつお答えいただきたい。

小規模校解消、これを住民がオーケーというか、これも納得してあるというふうに、これだけは納得してるといふことなんですか。

それから、その項目を1個ずつ、よかったら、これはできてますと、住民合意できてます、これはオーケーですというのを上げてください。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 住民合意と言われますけれども、私は住民合意という言葉ではないと思っております。

これは、一定のご理解をいただきたいということで、合意と言え、統廃合をわかりましたということですけども、最初に言いましたように、やはり地域の皆さん方は130年の伝統校である地元の学校を何とか残してほしいという、その気持ちを変えることは非常に困難だと言ってるんです。

ですから、ただ説明、ほかの項目ですね。例えば、地元の声をどのように反映したのかとか、校区変更による学校の存続の検討、これも説明しました。

130年の歴史認識と校名、この問題についても一定の説明をさせていただいてます。

小規模校のメリット・デメリット、こ

のことについても説明いたしております。

通学路の安全対策についてもお話を聞きました。

先ほども言いましたように、この問題は、本当にもっとトータルで考えて、今後統合までと言いません。あすからでも、きょうからでも、今現在もやっていますけれども、やはり今日の状況を見れば、通学路だけじゃなくて放課後、あるいは学校内、いろんなところの安全対策というのも喫緊の課題です。そういうことについては取り組んでいるんだということです。

跡地問題につきましては、一定、先ほどからご質問が出ておりますように、避難所、特に高齢者の皆さん方にとっては遠くなるということへの心配とか、いろいろあります。そういうことに対しましても、先ほど普通財産に変わるから云々という話はありませんけれども、やはり総務防災課等とも議論をいたしております。

ですから、そういう声は十分に伝えております。

あと、地域コミュニティと自治会活動、これについては、自治会の方から特に連合自治会のあり方、学校が2つが1つになるわけですから、その今、活動されている連合自治会活動、これがどうなっていくんだということも話してますし、それについても今後、自治振興課も含めて、やはり議論していかなきゃいけない課題です。

今言いましたように、あと教育の充実、これについても説明会の中で少ない、あそこへ出てこられるのは、どちらかといえば反対という声の方が出てきておられます。そういう中でも、あの計画の中の教育の充実策を見たら、これはなかなかいいやないかという声も、発言がございました。

そういうふうに、私たちは一定の説明をしていった。ただ、しかし何度も言いますが、やはり残していただきたい、欲しいという、その本当に地元の方のお気持ちを変えることはできない。それが底辺にありますから、合意という言葉は私は適切でないと思ってますけれども、誠実に1つ1つ説明してきた。

そして、残ってる点は、先ほども言いましたように、本当はこれからが仕事なんです、教育委員会にとっても。学校、保護者の方と、1個1個残ってる問題について議論し、解決を図り、そしてよい学校、よりよい学校をつくっていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたい。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 合意がされないというの、先ほどの残してほしいという気持ちは変えることができないと、これはわかるんです。だから、合意でなくても、今言ったいろいろ説明してきた、それらの中で理解されたと、する立場のものを上げてください。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 今、1点1点、論点について説明させていただきました。

それで、理解されたかどうか、それはどこで判断するかというと、非常に難しい問題がありますけれども、そのことに対して、例えば細かい話は控えますけれども、そのことに対して、先ほども言いましたけれども新たなご質問、新たな論点として提言がないということは、やはり大きな判断材料です。

そして、1回目の説明会、2回目の説明会、半数ぐらいに参加者も減っております。このことは、やはりあそこへ出てこられてる方は、反対、残してほしいという気持ちの方が来られてます。そこへ

来られてない多くの方は、やはり私はそういう声にならないところの、やはりこのことは一定、やむを得ないなと思っての方も結構おられると、私はそういう判断をして、最終的にはやはり行政判断だと思ってます。

ですから、市長も先般お話されましたように、財政も含めて総論的に市政の舵取り役として自分が説明させていただいたということで、一定の理解を得たと確信を持って上程したということですから、そのとおりであると私も思っております。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 最低でも小規模校の解消はせないかんという理解が市民の間にあるという立場なんですよ。だから、それを理解してもらっていると。その根拠もぜひお示しいただきたいんですけども。

8項目、それぞれ説明したけども、理解いただいているかどうかわからないでは、これは意見を聞いたことにも、住民合意を図ったことにもならないんじゃないかということなんです。

○石橋委員長 暫時休憩します。

(午後1時21分 休憩)

(午後1時22分 再開)

○石橋委員長 再開します。

山崎委員。

○山崎委員 先ほど言われたように、8項目についても、これは理解してもらえたということもないままに統廃合条例が提出されたという事実とは、全く私は矛盾すると思いますので、この辺の整合性も含めて、今後きちんと説明ができるような体制というか、今後、統廃合が決まってからでも説明をするということも羽原部長も言われましたので、しっかりと、矛盾のない状態にさせていただくように要望いたします。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 今、論議されておる105号については、いろいろなご意見を私も聞いておるわけなんですけれども、ある一面では、子どものためを思うと統廃合も致し方ないという方もおられます。そういう意味で、きょう三宅小学校のPTAの方から反対、路線は反対路線なんですけれども、統廃合に向けての条件というようなものが出てきております。

市のPTA協議会の方は12月9日付で慎重に継続して審議してほしいというような要望も出ておりますけれども、きょう新たに三宅小学校のPTAの会長さんの方から、きょう付で一応、条件等が出されております。

そこで、先ほども話があったんですけども、三宅小学校、柳田小学校というのは、これは19年4月1日で統合ということなんですけど、その理由としては施設改修ということで、物理的な、時間的なもので間に合うから1年でいいというようなことをおっしゃったんですけど、やはりソフト面からいきますと、児童数が147名でしたか、三宅小学校は。柳田小学校は、500名ぐらいおられるということで、例えば統合になったときのバランス、3対1ぐらいの割合になるんですけども、このときにそのバランスを考えると、ハード面だけじゃなしにソフト面、例えば両校の児童、そしてPTA等、いろいろな融和策というものを考えていかなければならないと思いますので、その面からいきますと、子どもに対しては、条件としては味舌小学校が味舌東小学校へ行く、三宅小学校が柳田小学校へ行く。これ、子どもに対しては条件は一緒だと思うんです。

だから、もう1年は延ばしてあげるべきじゃないかなと、私はそういうように

思うわけです。

要望の中にも、きょう出てきた項目が9項目出されておりますけど、その一番最初に統合の時期、統合時期を平成20年4月以降としてほしいという、統合を前提としたような意見も出ておりますので、これは重要視すべきだと思いますので、この点について三宅小学校と柳田小学校の統廃合を1年遅らせるということ为先ほど羽原部長が検討の余地があるとも、可能とも言われたように思われますので、その辺も含めて、どのように思われるかお聞きしたいと思います。

それから、今後、統廃合がされて教員の配置等、いろいろ校区の見直し等がいろいろ出てくると思うんですけど、先ほども論議されましたけども、教職員の研修等も大路参事が先ほど言われましたけど、その必要性もかなり大きなウエイトを占めてくると思うんです。その辺の対策もどういうふうに考えておられるのか。

それから、今言われましたように、一番ご保護者の方が心配しておられるのが安全対策。例えば、阪急の踏み切りを越えて学校へ来なければならないと、そういうときにどういうような安全対策。

教育長も先ほど全市的な問題ということは確かなんですけれども、やはり部分的に考えても今までから通学区域が変わって遠くなるというようなこともありますので、安全対策には十分な配慮が必要だと思いますので、その点の具体的な、どういうふうな形でやっていくという、このマニュアルも必要かなと思います。

それと、一番大きな問題は、跡地の利用です。一時期、味舌小学校もどこどこに売却するというような話も出ました。しかし、教育論でいくと、本当に子どものためには、統廃合やむなしというよう

な形で答申がなされたわけなんですけども、それを重要視して我々も統廃合やむなしというような見地に立っておりますけれども、やはり十分な地元校区の方に納得できるような説明も、これは必要だと思います。

特に、跡地問題ということになりますと、地域のコミュニティ施設としての、それからまた非常時の避難所、防災対策も含めた施設としても必要じゃないかなと思うんですけども、その辺の跡地をただ単に財政的な観点から、これは教育委員会ではなく市当局になるんですけども、その辺のところもきちんと説明しておかないと、これは合意とまではいきませんが、ある程度の理解が得られないと、あのときの統廃合が失敗だったと言われないように、将来に禍根を残さないような統廃合をやらなければならないと思うんですけども、その辺のところを一度お聞かせいただいたらなと思います。

それから、私のところへもたくさんおはがきをいただいておりますけれども、本市だけじゃなしに高槻、京都、吹田というようなところから卒業された方が、転校されたと思うんですけど、そういうような方にもやはり納得とまではいかないですけど、子どものために統廃合をこういうふうな形で進めていくということで、最初に戻りますけれども、三宅小学校と柳田小学校の、この時期的な問題、これについて1年延ばすというようなところの考え方についてお答えいただけたらと思います。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 三宅小学校の統合時期の1年延期ということでございます。

先ほどご答弁申し上げましたけども、教育委員会としては1年で可能と考えておるところでございますが、統合に向け

ての整理をしなければいけない課題は、非常に広汎にあるのも、これまた事実でございます。多岐にわたる事柄を片づけていくわけですので、1年延びた場合は、その協議をしたり、調整をしたりすることが少し余裕ができるかなというふうには考えておるところでございますが、ただこれも先ほど申し上げましたが、小規模化の解消並びに学校教育の改善ということにつきまして、教育委員会といたしましては19年4月の予定どおり着手したいと考えておるわけですけども、その辺のことで少し、1年延びますと、やはりそのあたりも1年延びるようなことになるかなというふうには思います。

安全対策ですが、通学路につきましては、従来、主に交通安全ということを主眼に置きまして、通学路を設定し、一定の安全対策を図ってきたところで。

近年、問題になっておりますのは、これもご存じのとおり防犯と、犯罪から守るというふうになってきておりますので、通学そのものの考え方をもう1回、恐らく再点検が要るんでしょうし、違う切り口から通学路というものをやはり考えていかないと、近年起きてるような事態には、対応が難しくなってきたおると。そういう意味で、先ほどこれも申し上げましたが、学校だけ、行政だけで何かできると、完結するというものでもなかなかなくなってきておりますので、やはり地域の方々のご協力もいただくということで、既に見まもり隊等の取り組みをしておるわけですけども、こういう活動を今後より広げていく、より密度の濃いものにしていくという努力は、委員会としてもすべきことというふうには考えております。

ご指摘のありました阪急の踏切等のことですが、その辺は従来の交通安全とい

う観点からしますと、やはり現状のままでは一定、安全を守るという意味で保護者の方のご不安はあろうかと思しますので、それは教育委員会としては一定、何らかの対応は具体的にしていまいりたいというふうに考えておるところでございます。

跡地の利用につきましては、これもご指摘いただいておりますように、コミュニティ施設なり、防災施設という位置づけは、やはり考えるべきではないかというふうに思いますし、そういうご意見も多々いただいておりますので、その辺を含めまして、きちんと市長部局、教育委員会の手を離れたから我知らずということではなくて、やはり説明会でそういうご意見をちょうだしておりますから、教育委員会も一定そこで、こういうことがありますということ意見を述べながら跡地の問題については整理をしていき、地域の方々にご理解いただけるような計画をこれからつくっていくことであろうというふうに思っております。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 一定のお答えをいただいたと思うんですけども、三宅小学校、柳田小学校については、やはり时期的なものは1年延ばすべきだと私は思います。このソフト面からいきますとね。

中には、1日も早く統合してあげてくださいという方もおられます。というのは、学年の中で男子が6名、女性の生徒さんが20名というようなことで、地域の方も、そら130年の伝統の学校をなくすというのは、これは非常に残念なことであると言われておりますけれども、うちの孫がそういうふうになったときには、これはやっぱり教育的に考えても致し方ないなという意見も私どもも聞いておりますし、そういう面では1日も早く

統合というようなことも考えられるんですけども、やはり精神的なもの、いろいろな諸条件を考えますと、1年は延ばしてあげて、せめて味舌小学校と味舌東小学校の統合の時期というのを同じにするべきではないかなと思います。

ただ単にハード面じゃなくて、やっぱりソフト面も考えていかなければならないんじゃないかと、そういう面で私はできたら修正をしていただけたらなと思います。

それと、安全対策、それから跡地の問題については、先ほども跡地の問題については部長がおっしゃいましたように教育委員会から手を離れても、やはり小学校というものは、ここにあった、人をつくってきた場所ですから、この摂津の伝統の1つの糧というか、発祥の地というところをきちんと、やっぱり押さえておいて、やはり将来的にも教育施設として残していきたいというのが地元の意向だと思いますので、やはり統廃合が仮に決まったとしたら地元が、今後統廃合が決まったから、もうこれでいいんだということじゃなしに、やはり地元合意が、合意というか、地元のある程度の理解が得られるまでは教育委員会は努力すべきだと思いますので、あまり木で鼻をくくったようなことで、もう統廃合は決まりましたから、これでいきますというようなことが絶対ないようにしていただきたいと思います。

それと、いろいろな財政的な面もありますけれども、やはりできるだけ教育施設としての統廃合をしたときに、これだけの予算しかないから、前の学校がよかった、前の方がよかったと、そんなことが絶対ないようにしないと、統廃合をした意味がないので、それと職員の問題もです。

やっぱり、学校の先生も統廃合して、いろいろな配置がえ等、いろいろあると思うんですけど、その辺のところを一番心配しておられます。子どもにあの先生がおられた、これはエゴかもしれないですけども、やはり教育者の充実というものを図っていかなければならないと思うんですけども、その辺についても対応にどういうふうな形で持っていくかということをお聞かせいただけたらなと思います。

○石橋委員長 福元理事。

○福元教育総務部理事 ご質問の教職員の、まず先ほども課長も答弁しておりますけれども、まず交流に向けて、統合に向けて職員の研修をまず打っていくということがございます。

それから、人事の方でございまして、これもやはりルールがございまして、市の人事方針というのがございますが、この統合に向けては若干、それなりの配慮をしながら特例を設けながら進めてまいりたいと。

最も大切な子どもたちが安心して新しい学校へ喜んでいけるといようなことで、研修あるいは人事を積み上げてまいりたいというふうに考えております。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 これからの教育委員会に期待するわけなんですけれども、とにかく将来に禍根を残さないような対応をこれからやっていただきたいと思います。

統廃合に向けて、いろいろな問題はあろうとは思いますが、1つ1つ解決していくという姿勢で臨まないと、先ほども言いましたように、これで統廃合が決まったから、もうこれでいいんだということのないようお願いして、質問を終わります。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 何か1年延長せよというような意見が出ておりますけれども、そもそも先ほど教育長がおっしゃいました突然に9月29日、教育委員会が決定をして、市会選挙が終わったあと、まだ本会議も始まっていない、そういう段階で教育委員会を開き、決定をして、これまでの経過があって、説明も行ってきたとおっしゃいますけれども、一般新聞報道のあり方についても、かなり市民の皆さんから反対の声が上がったところですし、市教委に対して不信が広がった、このことについては本当に責任を感じていただかないとだめだと思ってるんです。

議会の軽視、そのことも感じております。

そういう中で、先ほど教育長は6回の説明会、それも広報で突然でしたけれども、そこに参加されておられる市民は大方反対の人が来ると、とんでもないことをおっしゃいました。撤回してください。

市教委が一方的にこの統廃合を決定をして、言うたら一方的に説明会を今回開いてきたわけです。そういう中でこんな大変な混乱が起こってるんじゃないですか。

先ほど、子どものために一日も早く統廃合してあげてくださいという、そういうお母さんの声、言っておられましたけれども、そういう方もそらいらっしゃいますでしょう。でも、何でこんなことになっているのかわからないということで、地域でもう既に子育ての終わった地域の人も来られましたし、あの寒い寒い中、どれだけ4時間ほど辛抱して市教委のいろいろな声に対して質問や、それに答える答弁に対して、どんなに真剣に聞いておられたか。そのことについて、反対をした人しか来てないみたいな言い方は撤

回してください、その発言、まず。

そういう姿勢でいてるから、こんだけ不信が出てるんじゃないんですか。読みますよ、味舌小学校の、味舌東の統廃合に対する要望書。

大変情けないですよ、こんなことが一中のPTA会長、味舌、摂津、味舌東PTA会長名で出されております。

本年10月までは、PTA、自治会とも、それぞれ個別に説明会が開催されており、一度しか説明を受けていない自治会もあります。PTAにおいても署名提出時の懇談や、説明会開催のための打ち合わせもカウントされると市教委が公表しているようには十分に説明を受けていないのが実態です。

市教委は、本年10月までの数少ない説明会の中でPTA、自治会に納得していただくまでは決定はしませんと約束をしていたにもかかわらず、9月の市会議員選挙後、すぐに実施計画を決定し、約束を反故にしました。

また、市教委の実施計画決定後に市長も出席して行われた2回の説明会では、統廃合は既に決定したものであり、今後の説明会では跡地問題や校区、通学路などについてご意見をお聞きしたい。統廃合するかしないかの説明ではないと発言しています。

私たちは納得どころか、統廃合の必要性すら理解できていません。市長並びに市教委には、当事者である私たちが理解できる説明をする義務があり、また私たちが説明の継続を望んでいるにもかかわらず説明会を一方向的に打ち切り、本年12月議会において、条例改正案を提出する決意であると公言しています。

私たちが今後も引き続き説明会の数を重ねていただき、なぜ統廃合が必要なのかを理解したいと切に望んでおります。

議会において審議されるのには、まだまだ時期尚早であると考えています。市議会におかれましては、第一中学校区市民の気持ちをおくみ取りいただき、本年12月議会において、味舌小学校、味舌東小学校の統廃合にかかわる議案については、採決を急ぐことなく慎重に取り扱っていただくとともに、市議会において採決する前に校区住民が理解、納得するための説明会が継続されるようお力添えをいただきたく、一中校区4校PTAの総意として強く要望いたします。

どう思われましたか、これを読まれて、うそを書いていますか、これ、書いてないでしょう。

こんなに、今先ほど子どもの安全の問題で見まもり隊などを発足して、多くの親御さんたちが子どもの安全対策、通学路の安全問題について心配をしておられます。市教委がいろいろ協力をしてくれと言ったら、仕事もしておられるお母さんたちも多い中でも、やっぱり今、本当に一生懸命協力しようという、そういうお考えはみんなお持ちだと思うんですね。こういうような地域の力を押しつぶしているのが、今、あなたたちのやろうとしていることなんじゃないんですか、このやり方が。どうですか、それ。

それから、今度の条例の提案ですけども、全部の説明会、私も参加させていただきました。その中で、柳田小学校の親御さんたちも柳田の学校としても30年近く歩んできた。味舌東の親御さんたちも30周年やりましたけれども、味舌東として歩んできた。

そういう話をしているときに、教育長は対等合併なんだと、そういうような言い方をされましたけれども、名前について三宅柳田、それから味舌とすることについて、母体校の名前を尊重すると言っ

てきた、これまでの市教委の対応についても、ちょっと、これ、子どもが、僕、三宅柳田小学校ですと言うのかなと不思議なんですけどね。

本当に、大変よく考えられて、こういう提案をなさっておられるのか。この答申というか、それこそ市教委が言っている答申の中身からしても、この名前についてもどうなのか、お聞きしたいと思います。

それから、これは朝日新聞の12月2日付の報道ですけれども、あとで条例が出てきますけれども、学童保育に養護学校の子どもも摂津市は条例を改正して、今度、入室をさせると、そういうことで森山市長に手紙を書いたお母さん。

市は、早速条例改正に着手して、養護学校に通う子どもたちも、子どもも学童保育室に通えと。大変機敏な対応をされました。親としては、これ以上ありがたいことはありませんと、こういうことで喜ばれているようなんですけれども、その一方で同じ記事が朝日に載ってるんですけど、統合の問題ですけれども、この統合の問題で校区については、それぞれの通学区域審議会、その中で決めるということを言っています。

前の協議会のときにも申し上げましたけれども、統廃合を決めるというときには、校区も一体として考えていかなければおかしくなってくると、そう思うんです。その辺、一体どう考えてるんですか。

三宅の統合の問題では、JRと阪急それぞれ、どちらで区切るかというのは、2つの案が出ておりましたけれども、そのことについては柳田小学校に統合するというふうになっておりますけれども、この辺についても一体審議会で、校区についてはどのようにしていこうとされているのか。やっぱり、よくわかりません

ので、親としてはどうしても統合しなければならないという、もし結論に至った場合、子どもはこの学校に行くという通学路がはっきりわかった上で説明を受けていくと思うんですけれども、その辺のところはどう考えておられるのか、もう1回、確認をしたいと思います。

それから、12月5日の議会運営委員会での小野助役なんですけれども、小野助役の答弁の中で地元説明会については6回、市長や助役が出席して、さまざまな意見を聞いてきたと。市としては、統廃合の趣旨並びに経過については教育委員会からも市長からも十分な説明をさせていただいたと考えています。

確かに、一部いろんなご意見がありました。一部ですか。どうですか、6回参加されて、一部でしたか。

この間、本当に説明を頑張ってやってきたと。それは言っておられましたけれども、理解が得られたなんていうのは、全く今の状況ではないというのが多くの地域の皆さんの声なんじゃないですか。それを一部いろんなご意見がありました。それから、その説明会に参加してきたのは反対している人が多かったみたいな言い方、そういう認識でやっている以上、本当に信頼を持ってもらえないと思います。

幾らいいことを言っても、本当にやってもらえるんだろうかという、そういう不信がますます広がっていくばかりですし、先ほど前の条例の話の中でも、補正の中でも、さらにお金がかかるような計画に統合の中でなってるわけですよ。

片一方では、財政問題も本当に厳しい財政があるということをおっしゃってたし、2校を統合することで8,000万円から1億円の経費が削減できるんだと、そういうふうにおっしゃってきたんです

よね。

そういう点から言っても、本当に理解を得られてないですよ。こういう時期に出してきたということについては、到底納得できないですし、おたく、市教委が出しておられます今度の資料編ですけど、この中で大阪府の今回、審議会答申でも参考にした大阪府の学校教育審議会第二分科会の抜粋答申ですね。この中で、最後に児童・生徒の急増期に新たに設置した学校においては、急増期に比べて著しく児童・生徒数が減少し、教室を初めとする学校の施設、設備にかなりの余裕が見られる状況もある。

学校規模の縮小化が課題となっている市町村教育委員会にあっては、その課題解決のため、学校規模に伴う諸課題の検討の場を設置することが重要である。その際、行政、保護者、地域、社会が一体となり、多方面からの意見を十分踏まえることが大切である。検討に当たっては、以下の視点が重要なものとなる。歴史的経緯、地域住民の思い、十分な住民理解、府教委でさえ、こんなふうに書いてるんですよ。

学校の統廃合については、地域の実情や将来を勘案した議論が必要だと。そういうことで、議論が出尽くしたなどとは到底考えられないような、この間の説明会の中でこのような要望書が一中校区PTA、それから三宅校区の存続を求める会の地元代表者の皆さん、それから連PのPTA会長名でも出されてきました。

これほどに、それぞれの当該PTAの皆さんや地域の皆さんが市教委は説明をしてきた、そういうふうには言ってるけれども、理解が得られてない、こういうふうにはこの委員会としても認識しないとだめだと思うんです。

こういう状況のもとで委員会で統廃合

の条例を先に決めてしまっ、その後いろんな説明を聞くなんていうのは、やはり住民理解をやっていく、それから答申の前提であります有効利用検討会議でも地域の声としての統廃合や校区変更でなければならない、このことが大前提なんですよ。それは、もう教育長も、よくわかっておられると思いますし、そういう中でこの間やってきたやり方については、まだまだ十分理解が得られていない。

今、この間いろいろお話したような跡地の問題も含めて、通学路の安全対策とか、それから校区変更が一体どうなるのか、そういうこともきちんと精査した上で条例を提案してくるんなら、またそれは審議の仕方があるでしょう。しかし、こういう時期にこんな混乱している状況のもとでは私はこの条例案に賛成することは、やっぱりできませんし、時間を保障する。

先ほど、三宅の統合の年度を味舌と味舌東の統合に合わせたらという提案がありましたけれども、そういうことができるのであれば、この提案については、やはり継続審議するべきだと思うんです。

今、もう少し教育委員会は地元の理解を得られるように話し合いを、今までと同じような話し合いでは、やっぱり平行線です。教育長が平行線だと言ってしまうことになる、それはやっぱり市教委の対応も説明をするだけで、住民の人たちやPTAの皆さんの声がしっかりキャッチボールできてないから、そういうことになるんじゃないんですか。

そら、統廃合は、やっぱりしてほしくないわけです。130年の歴史がありますし、子どもたちが毎日通う学校、市教委の言う行きたくてたまらない学校だったのではないですか。それを統合することで、また通学路は2倍以上にもなりま

すし、当然いろんな意見が今出てて、まだ本当に味舌でも2回ですよ、三宅でも2回でしょう。そんなんで十分納得できた。摂津小なんか何も開かれてないです。千里丘小に行く子どももいるかもしれない、それだって開かれていないです。

こういう状況のもとで、この統廃合を決める条例に先に賛成してしまうというわけには、私はまいたらない、そういうふうにはならないと思います。

通学路の安全対策の問題では、私も本当にこの間の事件で驚いておりますけれども、小さい子どもさんにいろいろな傷害事件、女の子どもさんが犠牲になる、そういう事件が本当に全国に多いんだなというのをある報道を見て知ったわけですけれども、味舌校区の皆さんが味舌東への通学路を歩いてみられました。

やっぱり、30分ぐらい、大人の足で、日曜日の昼からですので、それでも30分かかります。

十三、高槻線を横断しなければならないとか、本当にいろいろな問題があるわけですよ。そんな問題、全然まだ話し合っていないじゃないですか、何も話し合っていないじゃないですか。

三宅の子どもたちが柳田へ行くにしても、踏切りは、これまでも昭和園の子どもたちが三宅に行くというときには踏切を渡っていたケースもあると思いますけれども、集団登校しているわけですが、今、学童保育なんかでも絶対1人では帰さない、そういう対応をしますよね。それは、やっぱり先生たちと市教委なんかでも話し合ってもらって、子どもの安全ということでやってきておられてることだと思うんですね。

やっぱり、これ、2倍以上になるんですよ、通学路、なる子がいてるんですよ。そこら辺で言っても、まだまだ不

安解消できてないですし、統廃合を決めてからこういうことを話し合うんじゃないかと、先にこういうことを整理してから、まだ提案してくるといふ、そういうこともありでしょう。そういうことがないから、統廃合の、なぜ統廃合しなければならないのかを理解できていない。

一生懸命説明してきた、40何回やってきた。やってきましたけれども、自治会においては1回しかやられてないところもあるわけですよ。馬場さんとかは大変忙しくて、あちこち行かれたから本当に大変やったと思いますけれども、でもやっぱりまだ理解が得られてないですよ。

そのことを今、市民の皆さんは一生懸命、この委員会を見守ってはるところなんじゃないですか。本当に、市長が人間基礎教育の中で、一番目に何て書いてますか、言ってください。思いやりでしょう。

学童保育の養護学校に通う子どもさんについては、即座に決断して、学童保育に、今、学童保育もいっぱいなんです、子どもが通学時間帯に危険な目に遭うということで学童保育に入る子どもたち、全国的に物すごいふえてるんですよ。

そういう中で、即座にそういうのを決定してはるんですよ。やっぱり住民の声をよく聞いて、こういう思いやりのある市政をやっておられるんじゃないですか。そういう、言っておられることと、今回このような状況のもとで、形だけ開いたような、十分理解がやっぱりできてない、そういう中で、せめてもう少し時間を置いて説明を開いていくということではないと、どうせ平行線やなんて言うてしまったら、これ、住民合意なんていうのは図れないです。

教育委員会のそういう姿勢のスタンス

が変わっていないから、住民側も変わらない。そういうことなんじゃないですか、理解できない。どうですか。

○石橋委員長 和島教育長。

○和島教育長 まず、説明会において出て来られた方が反対の方が多かったということで、その発言についてのご指摘でございますけれども、地元説明会、市長、助役も入られた中で6回、させていただきました。

特に当該校であります三宅小学校、そして柳田、味舌小学校については2度やらせていただきました。

私がちょっと誤解を招いた発言であれば補足させていただきたいと思うんですが、やはりあの説明会、1回目の説明会は、かなり三宅小学校においても、味舌小学校においても厳しい反対の意見が多く出されたと認識いたしております。

そして、またその前にも教育委員会独自で、この間の本会議でもご答弁申し上げておりますけれども、地域の会館に出向いて地元の皆さん方と説明会ということをやらせていただきました。

また、学校に出かけまして、PTAの役員会にも出ました。そういう中では、やはり大変厳しい反対のご意見が多かったと認識いたしてるところでございます。

委員も先ほど言われましたように、本当に体育館におきましては寒い中で多くの皆さん方が説明会に出席していただいたということについては、私たちもありがたいものだと感謝いたしてるところでございます。

ただ、やはり2回目の説明会になってまいりますと、最終的には、先ほどのご答弁でも申し上げておりますけれども、論点についての新しい提案といえますか、疑問というのが出てこなかったというのも事実であります。そういう中で私たち

は今回、私たちの論点についての説明については、先ほどの議員のご質問の中でお話しましたけれども、一定のご理解、十分のご理解かどうかは別にして、一定のご理解はいただいたという判断に立っているところでございます。

それで、どうせ平行線だからとは決して思ってないわけで、平行線と言いますのは、私がこれまでの答弁でも言っておりますように、三宅小学校、あるいは味舌小学校の皆さん方の気持ちを考えたら、130年の伝統校である地元の学校を残してほしいという、そのお気持ちを変えすることはできない。その点については、私は平行線という言葉で、その部分については平行線だと、これまでの答弁、何度も申し上げておりますけれども、そういう中で説明会で今も言いましたように、論点について説明していく中で一定のご理解はいただいていたと、そのように認識いたしてるところでございます。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 学校名の問題でございます。これも過日の本会議でもご答弁申し上げましたけれども、非常にある面、デリケートな部分のあることかなというふうに当初から思っておるわけですが、やはり教育委員会の考え方である母体校名を尊重する。もしくは、それぞれ新しい名前をつけるという考え方もまたあるでしょうし、多分いろんな考え方があるんだろうなというふうに思っております。

100%正しいと、何が絶対だということは、これはない問題でありまして、議論の尽きないところであるなと思うわけですが、先ほど申しましたように、やはり歴史的な伝統を踏まえての母体校名尊重という考え方が基本にはございます。

ただ、やはりそれぞれの将来子どもたちが1つの学校になったときに、よりスムーズになれる名前のつけ方ということで、私どもの方でも最後の最後まで議論をしたところではあるわけですが、結論といたしましては名前の類似性を考えまして、味舌小学校、それぞれ類似性という点からはかなり開きがございますので、三宅柳田小学校という校名でスタートを切っていただきたいということで、今回条例の改正をお願いしておりますのでございます。

学校区につきましては、一定、審議会答申の中でも課題として残されている部分がございますので、その点につきまして、やはり改めて2つの学校を1つにしたときに、本当にどうすればいいのかということを改めて審議会をお願いをいたしまして議論をしていただきたいというふうには考えておるところです。

ただ、それぞれ現在そこに三宅小学校のJR以北の千里丘1丁目のところであれば、現在、三宅小学校へ通っておられる、当然、子どもさんも保護者の方もおられるわけですから、その方々のご意向ということも、これは踏まえなければなりませんので、単純な机上の議論だけではなくて、そういう方々のお気持ちを考え、将来の見通し、これも含めて審議会でのご議論をお願いするべきことかなというふうに考えております。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 最初は厳しい反対の声があったけれども、2回目は新たな問題点は出てこなかった。市教委が同じことを言うからですよ。同じ答弁をするからですよ。

最初、冒頭に12月議会に条例提案したいと市長が言ったでしょ。あと、親はどうすればいいんですか、そうしたら。そういうような方向で最初から臨んでる

んですから。

でも、森山市長は本会議で「大した混乱もなく説明会が行われました」と、またおっしゃいました。

何も市教委が開いた説明会を混乱させようと思って、だれも行っていないんです。ほんとに自分たちの子どもたちがどうなるんだろうと、そういう必死な思いで一方的に市教委が決めたことについて、不信や怒りや疑問を持って参加された方がほとんどなんですよ。そのことについて、何か新たな疑問点は出てこなかったなんて、そういうことで一定の理解が得たなんて、そんな言い方はありますか。

もっと、そしたらラジカルにやらしてもらったらよかったですか、混乱するように。物すごい、みんな紳士的に市教委に切実にいろんなことを言っただけじゃないんですか。腹が立つけど一生懸命抑えて、やっぱり何でそうしなければならないかということで、残してほしいという、そういう気持ちがあるからでしょう。

三宅だって、今さっきおっしゃいましたけど、男子の生徒が少ないと、そういうクラスもあるとおっしゃいましたけれども、そういう中でも工夫しながら三宅の学校なんかもいろんな、縦割りの教育とか進めてきてるわけでしょ。それだけの部分を取り上げたら何かすごくあれなんですけど、三宅の要望書については校区変更も含めて、やっぱりしてほしいという声も出てるわけでしょ。それ、先ほど言いはった統廃合は、もう変えることはできないけれどもなんて、教育委員会が決めたことが決定ではないですからね。議会で否決されたら、それこそ統廃合はできないんですよ、そうでしょ。

市教委が決めたことが決定ではないです。それを統廃合は変更できないと、そういうことはできない。そういうことの

考え方だけで言ってるから、何を言われても結局は平行線になっていくんじゃないんですか。

この統廃合の問題については、今回のこの12月議会にこんな状況のもとで条例が出されましたけれども、焦らずに十分な審議をしてほしいと、そういうことがこの議会に望まれているわけですね。そういう声に私たちが、どう答えていくのか、すごく厳しく問われてることです。

先に統廃合を決めるのではなくて、まだそれこそ時間をかけて、たった2回しかまだやってないです、決定してから。平行線にならないような説明会を努力して、やるべきじゃないんですか。通学路の安全対策とか、そういうことも含めて、跡地の問題も含めて、何も示してないじゃないんですか。

教育委員会の議事録を読みますと、例えば味舌で言うと体育館は残して、跡地については市長部局の方と相談していきたくないなんていうのが出てましたけれども、先ほど避難所としては体育館を残したいというようなくだりもあったと思うんです。

だけど三宅小学校でいいますと、避難できる地域の人たちの数は1,335人です。これは体育館に収容できる数だけではないと思います。

三宅校区は、地域、東1丁目2丁目3丁目、昭和苑の人が行くことになってますけど、4,345人の住民がいて、その中で高齢者が755人、三宅小の避難所で1,335人、避難できるんですよ。これがどうなるのか、そんなことも全然わからないで賛成できないでしょ。そういうこともクリアして、いろいろちゃんと話をした上で市長部局とよく話した中でやらないと、仕方がないです、そんなんで賛成できるんでしょうか。

それから、柳田校区ですか。味舌ですね。味舌でも、味舌小学校は1,191名収容できることになってるんですね。これは体育館だけじゃないでしょ。学校施設も合わせての数でしょ。体育館だけで1,191人も入れるんですか。どう考えてるんですか。学校施設についても、さっきも言いました。耐震補強工事もやってきました。どんだけお金をかけてきました。大規模改修、耐震補強工事、トイレの改修、財政難て言いながらもやっぱり子どもたちの学校教育を充実せなあかんということでお金をかけてきてるわけでしょ。その大切な施設が一体どうなるのか、親は知る権利があると思いますし、地域の人たちも知る権利があると思うんですよ。

それを味舌東なんかでも同じことが言えると思いますけれども、味舌でもね。そういう意味で、先ほど羽原さんおっしゃいましたね。災害時の避難の場所としての問題は、市長部局が考えるようなことで教育委員会の範疇ではないみたいなことをおっしゃいましたけれども、今、28か所の指定避難所はほとんど学校施設なんですよ、公立の。だからこそ大切なんでしょ。

市教委とは関係ないみたいな言い方は、おかしいと思うんですよ。そういう点でも、そういう認識であれば余計に住民は、ますますやっぱり納得いかないんですよ。

やっぱり、そういう認識なんですか。学校施設というのは、子どもたちが学ぶ場だけでなく、地域の公共施設として災害の拠点施設として大切な施設でしょ。三宅小学校は、1,135人収容するんですよ。味舌小学校は、1,191名収容できるようになっているんですよ。これが、言うたらなくなるわけでしょ。

その辺のところは、どうなんですか。

この委員会でも全く明らかになってないじゃないですか。そんなんで私たち賛成できませんよね。あとのことが、どうなるのかわからへんのに。

市民プールのときだって、そうです。つぶすことが先にありきで、摂津の子どもたちに本当に唯一の厚生施設として、体育施設として提供してたこの施設がなくなるということについて、後々のことまで何も絵を描かないでやってるわけですか。

災害時の避難場所としても大切であるという、そういうところで市教委は、ほんまにどう考えてはるんですか、それがなくなっていくということについては。

市長部局のそれは範疇やと振っていいんですか。そういう問題じゃないと思います。

28か所の指定避難所で、中学校、小学校、12校と5つ、17校が公共施設の学校です。どうですか、その辺。

○石橋委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 大変多岐にわたりましたので、すべてお答えできるかどうかわかりませんが、私どもがいろんなことについて説明しきれてないとおっしゃることについて、決して説明してないということでは、私はないと思います。

基本的に、例えば今おっしゃった避難地の問題でも摂津市の、私、一番最初に説明会上がったときに、摂津市の防災計画の中で示されている避難の人数、それと統廃合をしたとき、この2施設がなかったときに足りなくなるかどうかについて、数値を持って一応お答えしました。

遠くなることについては非常に申しわけないということはあるかもしれませんが、防災計画で示してる人数につきましては、この2つの施設がなくなっても市全体で

は確保できてるわけです。

ただし、そこになればいけないというお気持ちはよく理解いたします。ですから、そのことについては跡地利用の中でそういう住民の切なる意見が出てますということにつきましては、17年に私ども内部で何回も議論した中では担当部局に申し上げて、跡地利用で、どうぞそういうことについてご議論くださいということについては申し上げております。

また、通学路のことにつきましても、今、川口委員、十三高槻線を渡らなければならないとおっしゃいました。そういう方もありますが、しかし十三高槻線につきましては一定歩道が広がっておりますし、十三高槻線をくぐらなくても山田川の兩岸には一定、その下をくぐるような形の安全施設もあるわけです。あれが狭いとか、暗いとかおっしゃるでしたら、今もっと狭いところ、暗いところはあるわけです。そういうことも私は説明会で申し上げました。

また、校区の問題でも、すぐには解決できませんが皆さま方が要望される、例えば千里丘へ希望されることであるとか、今現在分断されてる校区をどうするかということについては、直ちに通学区域審議会を設けてご議論させていただきますということもお返しいたしております。

ですから、決して今言ったことについて私どもは、いや、これから一からやりますということでは、私はない、説明をさせていただいたつもりです。

ただ、十分な確定的なお答えはできておりませんから、そのことについて不安とか、そういうことがあるというのは十分、私ども承知しておりますので、ただしやはり私ども仕事を進める上におきましては、一定法律なり、いろんなことの制約がありますので、例えば今回の問題

でも、やはり条例がきっちり整備されて、決定されないまま通学区域審議会を開けるかといったら、そういうわけでもないという、そういうこともあるわけですから、そういうことについては私どもは一定ご説明をしながら、まず条例をさせていただく中で、すぐさまやらせていただきますということも申し上げてるわけで、十分、皆さま方の説明にお答えできないのは、そういう理由もあるんだということもご説明しながらご理解をいただく努力はしたつもりでございますが、しかしそうはと言っても、質問される方については非常に歯がゆい思いをされているということもあったと思いますので、そのことについてはこれから私どもが、いろんな説明会といいますか、そういう必要な場を設けて、そういうことに対して1つ1つお答えしていかなければならないと、そういうふうには思っております。

○石橋委員長 羽原部長。

○羽原教育総務部長 ちょっと、行政の意思決定の仕方についてのご質問が大半だろうかなと思います。

今回の統廃合の問題につきましては、非常に関係する問題は多岐にわたります。それを全部説明しきれなければだめだと言われますと、これはもう行政といたしましては何もできないということになります。

特に先ほど申し上げましたように、校区の問題などは何も決まってないのに校区審議会で、はい、これをお願いしますというふうには、なかなかないだろうと思いますし、一定の手順、段取りというのは、行政体でございますので、やはり踏んでいかないと、なかなか事が進まないということもあるわけですから、これは非常に中身はシンプルな問題でしたら別ですけども、非常に広範に関係す

るところが多いものですから、やはり基本的なところについてご理解願いながら決定をしていかないと、事が進まないというふうには考えているところでございまして、そういう意味ではその時点でお答えできることについては一定、考え方なり、お答えは示させていただいてきてるというふうには思います。

ただ、こうなります、ああなります、具体的に立ち入ったご説明までは、なかなかできてないことも多々ございますし、それは先に申し上げましたように、これから片づけていく、これから議論していく、お答えを出していくという問題も少なからずあるわけですし、その辺をまた保護者の方も含めて議論をしながら、事を進めていけば、よりご理解をいただけるのかなというふうには思っております。

それと、学校が避難施設になっているということの考え方ですが、これは教育委員会が避難所をどうせい、こうせいと、ああだこうだということは所管の問題からいきますと、直接的にことを決めれる立場にはございません。

私どもは、学校施設を維持し、管理し、預かるのが基本的な任務でございますので、ただそうは言いましても現実にそこが避難施設として活用されるということは、これは当然のことと思っておりますので、その辺、教育委員会があたかも決めないからというのは、少しご議論が違うのではないかとこのように考えております。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 学校施設の維持管理に責任があるとおっしゃったので、やっぱり統廃合をするに当たって、学校施設は避難所となっているんだから、市長部局の問題だといって片づけていいんですかって言ってるんですけども、ご理解してい

ただけないようですね。維持管理してください。統廃合しないでね。

それから、一定の手順を踏んでいかなければ全部は説明しきれないと、そういうふうにおっしゃったんですけれども、割と初歩的な問題についても答えておられてないと思うんです。

私が一番問題やなと思ってるのは、統廃合を決めてから校区が変わるかもしれない。自分が思ってた校区より違うところへ行くような人が出てくるんですかと聞いてるんですけど、それも何かデリケートな問題みたいなことをおっしゃってオブラートに包んでおられるような気がするんですけどね。その辺もかえって混乱するということになりますし、この条例を出してくる前に一定いろんなことを聞いてるんだから、その辺の検討をキャッチボールをしながらこうやりたいとか、こう考えてますとか、跡地についてもこう考えてますとか、そういうビジョンを示さなければ、やっぱり安心できないんじゃないですかって言ってるんですけれども。

この問題については、馬場さんは避難所としても、例えばある説明会では、

「味舌の避難所がなくなったらどうするんですか」と言ったときに、星翔もあります、そんなことをおっしゃいました。ほかで、また違うことを言うてはったんか知りませんけれども。

味舌のPTAの皆さんからお聞きしたときには、署名を出したときに、森川市長が跡地は売却するんですよと、ぼろっと言ってしまったということについても馬場さんは、そのとき同席してはったけれども、覚えてないと。そんなふうにおっしゃったということで不信をかってるんですよね。

一生懸命説明してきたつもりでも、そ

の場その場で、ちょっと違うこと、ニュアンス言ってはるんで、一体何なんやろうと、一体どれが本当なんだろうと、そういうのがやっぱり、いろんな不信を呼んでるといえるか、そういうことやと思います。

はっきりと人数まで言って、これだけの避難所を確保しますなんておっしゃったこと、私は聞いておりません。

そういうような意味でも、地元のこういう声が出ているもとの、私はこの委員会で、この条例、統廃合を前提とした条例を決めてしまうことについては、やはり問題があると思いますので、ぜひ委員長の方で、この条例の取り扱いについては協議していただきたいと、そういうふうに思いますので、答弁を含めて、よろしくをお願いします。

○石橋委員長 暫時休憩します。

(午後2時21分 休憩)

(午後2時32分 再開)

○石橋委員長 再開します。

答弁をいただきます。

和島教育長。

○和島教育長 ご質問のうち、漏れてたらまた言うていただいたらいいと思うんですけど、統廃合決定後に校区を決めるということ、変更するということは問題じゃないかというようなご質問であったかと思います。

この点に関しましては、地元説明会のときにもこの考え方は説明させていただいております。

そしてまた、当該地域の方、特に具体的には特に三宅小学校校区でしたら千里丘1丁目の方から要望書もいただいております。

説明会のときにもお話しておりますけれども、やはり通学距離がその地域については、非常に通学距離も長くなります。

J Rを越えて阪急を越えてというような、そういういろんな条件がありますので、そのときに私がご説明申し上げましたのは、やはり行政が一方的に三宅小学校はすべての方が柳田小学校へ行ってもらいますというようなことではなくて、やはり保護者の皆さん方、そして子どもさんのことも考えた中で判断をしていきたい。

それが、そういう要望もあるということも通学区域審議会の中へ伝えて、その中へ保護者の方、また子どもにとって一番いい校区は、どうなんだということを検討していくというようなお答えにいたしておりますので、今もその考えには変更はございません。

ですから、基本的にはやはり三宅、柳田小学校、そして味舌、味舌東小学校、それぞれが統合して計画にあります校地は柳田小学校を使う、そしてまた味舌東小学校を使うということですから、大きなところではそちらの方へ移っていただくということですが、部分的と申しますか、いろんな個々の条件がありますが、それについては十分配慮して決定していきたいと、そのように思っております。

○石橋委員長 暫時休憩します。

(午後2時36分 休憩)

(午後2時37分 再開)

○石橋委員長 再開します。

川口委員。

○川口委員 先ほどからずっと申し上げておりますように、今回の条例提案ですが、統廃合を決めてから校区変更ありなんだという、こういうやり方はやっぱりおかしいと思っておりますし、このことも含めて時間をもう少しかけて十分議論を、住民の皆さんの意見がしっかりと理解できるように取り組んでいくことが必要だと思っております。

私自身は、この統廃合の件についてはもちろん反対をしておりますけれども、こういう住民合意のないやり方で一方的に決めるということについては、今、慎重審議をやってほしいという、そういう声が出ております。そういう中でこの委員会の中で先にこのような統廃合条例を先に決めてしまうのではなくて、この問題については今回は継続審議をしていって、その期間に市教委はもっと住民の人たちとの説明会など、十分理解していただくような努力をした上で、納得のいく説明を私自身ももらいたいですし、住民の人たちにもやっぱりそれを情報公開を含めてお知らせしていくことが必要だと思っておりますので、この条例については継続審議を求めたいと思っております。

せめてですよ、せめて継続審議を求めていきたいと思っておりますので、ぜひ委員長の方で協議をしていただきたいと、再度お願いしておきたいと思っております。

○石橋委員長 暫時休憩します。

(午後2時39分 休憩)

(午後2時49分 再開)

○石橋委員長 再開します。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時50分 休憩)

(午後2時51分 再開)

○石橋委員長 再開します。

ただいま、議案第105号に対し、森内委員ほか1名からお手元に配付いたしました修正案が提出されました。提出者から、修正案について説明をお願いします。森内委員。

○森内委員 ただいまお手元の方に修正案を出させていただきましたので、修正案についての説明をさせていただきますと思っております。

議案第105号、摂津市立学校条例の

一部を改正する条例に対する修正案について、提出者を代表いたしまして、修正内容の説明をいたします。

今回の市長提案の条例改正では、味舌小学校と味舌東小学校の統合が平成20年4月からとされておりますが、三宅小学校と柳田小学校の統合につきましては平成19年4月からの実施となっております。

この実施時期の違いは、校舎増設の関係であることは理解いたしますが、結果的に統合までの準備期間に差が生じることとなります。

とりわけ、統合に際して必要である当該小学校の児童に対する事前交流の取り組みは公平に保障すべきであるとの考えから三宅小学校と柳田小学校の統合についても平成20年4月から実施されるよう修正案を提出するものであります。

それでは、修正案について条文を追って説明させていただきます。

第1条及び第2条の修正は、両統合の時期を同時にすることに伴い、号番号の整理を行うものでございます。

附則第1項の修正は、両統合の実施時期を平成20年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、修正案の説明とさせていただきます。

○石橋委員長 説明が終わりました。

これより、修正案に対する質疑に入ります。山崎委員。

○山崎委員 承りました修正案ですが、これは、この本質は統廃合には変わりなく、柳田小学校と三宅小学校の統廃合を1年延ばすというだけのものだと思うんですけれども、ここにどういったメリットがあるのかということをお聞きしたいと思います。

先ほども羽原部長が、その間、1年間

の経費のこともありますしということもおっしゃっておりましたが、ここに先ほど住民感情も含めて統廃合のためのステップとして1年延ばすということにも当然意味はあるんでしょうけれども、もう少しその辺の意義というか、お聞きしたいと思います。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 おっしゃっておられることはごもっともでありますけれども、先ほども105号のところで私が質問しましたように、三宅小学校の生徒が147名ということで、柳田小学校は約500名おられるということで、これの融合につきまして、やはり味舌小学校、味舌東小学校と同じように猶予期間が要るんじゃないかなと。

それと、ソフト面、すなわち両校の児童、それから保護者、PTAの事前交流などを含めると、やはり1年でもおくらせてあげた方がいいんじゃないか。ということは、味舌小学校、味舌東小学校と同じように、条件は同じ、子どもに対して機会均等という面で平等でなければならぬという観点から期限の延長を出させていただいたわけでございます。以上です。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 私どもは、小学校統廃合そのものに反対をしております。ですから、この立場で1年延ばしたところで本質的に私は変わりはないと思っておるんですけれども、この修正案を出してくるという、この委員会が出てきて、本会議に上程されて議会の採決を求めるという流れでは、修正をしたから一定努力をした。

それで議員の皆さんの賛成を得ようというような意図があるというふうには言いませんけれども、こういったことでは私どもとしては納得できるものではない

と、この条例案を含めて最初の原案そのものから反対の立場をとっておりますので、この辺の背景というか、急に出てきた住民の方のご意見というのをもう少し説明していただければ、もしかしたら納得させていただけるかと思っておりますので、今、ちょっと住民の方からの声というような話も出てましたので、お願いいたします。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 1年延ばしたから、統廃合に変わりはないということなんですけども、やはり子どもさんのことを思えば1年間の時間というのは非常に大きなものであるということから両方の学校の統廃合というものは、ソフト面においては大きなメリットがあると思えます。

それと、ご質問のところで、この猶予期間を1年延ばすということ、その前提となるものが、きょうづけで三宅小学校のPTAの会長さんから市長あて、それから教育長あての、その第1番のところに統廃合時期ということで、以下要望を実施するための時間を配慮し、統合時期を平成20年4月以降とするということを強く要望されておりますので、それを受けまして我々もこういうような形で期間の延長という形で修正を出させていただいたということで、決して我々が独自で判断したわけではありませんので、やはり地域の方、130年の伝統のある小学校をなくすということには大きな抵抗もあることは我々も理解しておりますけれども、やはり今後の子どもさん方の教育を考えると、やはり1年間の猶予だけでも取るということが必要じゃないかなということで、提案させていただいたわけでありまして。

○石橋委員長 山崎委員。

○山崎委員 私、その意見、いろんな意

見が出てきている。その中でそれこそ一部の意見にも違いないと、私は思うんですけども、この統廃合本質そのものを変えないという意味では、賛成のための世論誘導というか、形成づくりとならないように、本質を変えずに条件闘争に入っていけば、この統廃合案そのものに対して我々は敗北というか、譲ってしまうということには決して、くみするものではないということを表明いたしまして、ぜひ賛成のための、合意形成のための条例案でないということだけ、ぜひ慎重にお願いしたいと思ひまして、ご要望とさせて貰います。

○石橋委員長 要望でよろしいですね。川口委員。

○川口委員 先ほどから審議をしております、私はまだこの住民の人たちの、さまざまな声、三宅の、きょうづけで先ほどちょっと拝見させていただきましたけれども、統廃合に諸手を挙げて賛成という、そういうような要望ではないと思うんですけども、何せ先延ばししてほしいという、そういうことだったと思うんですけども、三宅の地元の自治会からも慎重審議、それから撤回を求める声がある中で、せめて継続審査ということで結論はどうなるかあれなんですけど、いろいろな不信や不安を論議をして、そういう中で一定納得できた上でこのことについてどうなのかということなんですけれども、これ、住民の皆さんから来てる、時期尚早であるということとか、慎重審議ということと言うと、結局はこれは1年先延ばしということで統廃合に賛成するということになりますので、私は賛成できないんですけども、この点についてはどのように受けとめて提案されているのか。その点だけ、確認しておきたいと思ひます。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 私どもは統廃合については、基本的には賛成しております。

しかし、その中のいろいろな条件を満たさなければならないということで、反対と賛成と、これは両方かみ合わないことは確かなんですけど、しかし子どもさんのことを考えれば、やはり1年間の猶予をしながら、できるだけ理解を得ていくということで提案したんで、その辺のところ、私は賛成の立場から一応この修正案を出しておりますので、その点のご理解いただかないと、今どうこう言われても私がこの105号に反対ということにはならないわけでありまして、十分な協議もこれからもしていくというようなことで、地元の方でも合意とまではいかないでしょうけれども、ある程度の納得のいくような時間というものは、これは1年間はあって、ある程度の納得をいただけるように教育委員会の方でもやっていただきたいと思うところでありますので、その猶予として今回1年間の期間の延長ということでご理解いただけたらと思います。

○石橋委員長 以上で、修正案に対する質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時2分 休憩)

(午後3時4分 再開)

○石橋委員長 再開します。

議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号及び議案第86号の審査を行います。

本5件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

森内委員。

○森内委員 今回のこの指定管理者制度ということで、全体にわたってこの指定管理者制度自体の委託先についてもです

が、委託先の体制、この指定管理者制度になることによって、事務的経費も委託されるということでございますので、その辺の内容でどれぐらいの教育委員会としてメリットがあるのか。人件費等も減ってくることは思うんですけども、その辺の内容ですね。

それと、一番懸念されるのが85号の温水プールの委託が、これは水泳連盟と体協の中の1つの連盟に委託をされるということなんですけども、これの体制が果たしてきちんとできるのか。責任の所在等、非常に法人格を持っておりながら、ないような、その辺のところちょっと心配されますので、その辺についてお答えいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○石橋委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 体育施設の指定管理者でございますが、今、委員ご指摘のございましたように、温水プールを除きましては、すべて施設管理公社の委託ということに、指定管理者の指定ということでしているところでございます。

人件費等、あるいはまたその他の管理費等もございますけれども、それぞれ事業計画書の中で、それぞれ団体が出てきております。それによりますと、温水プールについては人件費は4,701万1,000円で、管理費は2,764万3,000円でございます。

その他、それぞれの青少年運動広場、体育館、くすのき、柳田テニスコート、それからスポーツ広場と個別に収支の見積書をいただいているところでございますが、これについてはいずれもすべて18年度の費用の額をそのまま5年間いただいているということでございます。

したがって、伸び等については、すべて抑えているということでございま

す。

それから、85号の温水プールが水泳連盟ということで、法人格はないということでございます。さきの本会議でもご説明申し上げましたように、水泳連盟については確かに今、法人格はないわけでございますけれども、今回の公共施設の管理につきましては、地方自治法の改正によりまして、株式会社のような民間企業、あるいはNPO法人や地域の自治会など組織された団体も指定管理者として指定を受けることができるようになったというところでございます。

温水プールの運営につきましては、これまで平成2年から摂津市水泳連盟に委託してきた経過がございますので、さしただいたということでございます。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 懸念するところは、余り突っ込みますと来年度予算の審査になってしまいますのであれなんですけれども、果たしてその団体が十分にそれで対応できるかということ、例えば施設管理公社にいたしましても、例えば青少年グラウンド等、その辺の清掃、草引き等は自分のところの管理公社の職員じゃなしにシルバーに委託とかいうことになっております。

これが人件費等、いろいろな諸費用を抑えてくると、またそのシルバー人材センターの方にしわ寄せが来て、賃金のダウンというようなことも考えられるということが懸念されます。

なぜシルバーをとといいますと、市がつくった高齢者施策の一環でありますので、その辺のところも考慮しなければならないなとは思っていますので、その辺のところもどくなるのか。

それと、施設管理について指定管理者という形で例えば温水プールを管理者と

して水泳連盟がやるわけなんですけども、このときに修繕費等、これも一応、管理委託される団体が全部見なければならぬということ、修繕等の大きな修繕費が出た場合には、どのような協議をして解決していかれるのか、その辺のところも危惧されることです。

その辺についても今後の課題としまして、一定、どのような見解を持っておられるのかお聞かせいただけたらなと思います。

○石橋委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 まず人件費の諸費用でシルバー人材センターは現在体育施設、また温水プールもそうでございますけれども、清掃、もしくはいろいろな部分で人手を派遣していただいております。

今回、指定管理者制度導入に当たりましては、指定先を施設管理公社、あるいは水泳連盟といたすことになっておりますが、シルバー人材センターについては高齢者の雇用を確保するという意味から、少なくともこの5年間、指定期間は5年間でございますので、5年間についてはシルバー人材センターの方から要員を派遣していただくというふうな話をしてございます。

それから、その施設管理、いわゆる温水プールの修繕費でございますけれども、これにつきましては、いわゆる小規模な修繕については、私どもの方で温水プールの指定管理先の方にお金を渡してまいって、委託経費の中に入れていきたいというふうに考えております。

なお、今、ご懸念のございました大規模な修繕については引き続き、今、市がもっていくというふうに考えているところでございます。

○石橋委員長 森内委員。

○森内委員 そういう見解で理解いたし

ましたけれども、今からこういうことを言っただけですけれども、5年後には今は随意契約というような形で指定管理者を指定しとるわけなんですけれども、その後、やはり競争入札というような形になってくると思うんですけれども、5年間はあっという間に過ぎてしまいますので、その辺の対応を今後きちんとやっとなかいかないと、今まで委託していた市の、はっきり言えば三セクというような団体に全部委託しとるわけなんですけど、それより競争入札をやったとき、その方々が仕事がなくなってしまうというようなことも懸念されるわけで、コスト面だけを考えると、この指定管理者制度というものはいかなかいかかと思うんですけど、その辺だけお聞かせいただいて質問を終わりたいと思います。

○石橋委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 今、委員ご指摘のとおりでございます。5年後はやはりこの指定管理者制度も民間活力というんですか、やはり競争の原理が働くということからすれば確かに今、コストダウンが可能かもわかりませんが、やはり私も指定管理者制度を導入しました趣旨は、やはり住民の方に良好なサービスを提供するという大きな命題でございます。

したがって、コストにこだわるだけでなく、十分な市民サービスができるということを基本に念頭に置きまして、選定してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○石橋委員長 ほかに、川端委員。

○川端委員 それでは、ご質問させていただきます。

この指定管理者制度は、これまでの管理委託制度に替わって導入をされるもの

でありますけれども、2点ほど、これ、ざっくりした今回、82から86号までに関してですけれども、質問をさせていただきたいと思います。

これまでの制度との違いですね。管理委託制度。

また2点目は、この指定管理者制度の導入で、どのような効果が見込まれるのか。今も少しちょっとお話もありましたけれども、ポイントは費用とサービスだと思いますけれども、その点についてちょっとお答えいただきたいと思います。

○石橋委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 地方自治法の改正前は管理委託制度というふうに申しまして、地方公共団体の管理権限のもとに契約によりまして委託先が事務を行うということでございました。

したがって、権限については我々、例えば市であれば行政が担ったということでございます。

しかしながら、今回の指定管理者制度につきましては、摂津市の指定を受けた指定管理者が管理を代行するということでございますので、いわゆる公の施設の管理権限を指定を受けた団体に委任することになってございます。

したがって、この指定管理者が大きな権限を持つと。指定管理者のもとに事務が執行されるということになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、どのような効果ということでございますが、指定管理者制度導入のときに地方自治法改正の際に総務省の方から示されました趣旨でございますが、やはり多様化する住民ニーズを効果的、効率的に執行していくためには民間のノウハウを広く活用することが求められているということでございまして、そうすることによりまして、やはり住民サービ

スの向上、そしてまた経費の削減を図っていくというのがこの趣旨でございます。

したがいまして、先ほどもこの収支見積書も少し説明させていただいたところでございますけれども、やはり5年間、同じ費用の見積りを出していただいているということも踏まえまして、我々とすれば人件費の伸び等も全くなしにしているというような状況でございますので、そういった点も含めまして指定管理者制度の最低限の目標を達することができるようになったのかなというように思っているところでございます。

○石橋委員長 川端委員。

○川端委員 今、お答えいただきましたんですけれども、この指定管理者が大きな権限を持ってくるということで、この指定管理者はそれこそ指定管理者になることができる団体には、特にやっぱり制限がないわけですよ。

民間の事業者とかNPOとか、そういう市民活動団体もその対象になるわけですし、先ほどお話もありましたコスト削減という、市民サービスとコスト削減が一番のメリットといたしますか、大事なことになってくると思います。

他市ではインターネットでちょっと見ましたら、大きく公募をしております。当然、またそういった形になってくると思いますけれども、これからも市の取り組みによっては各市によって大きな格差も出てくると思いますので、本当に今、厳しい財政状況でもありますし、これを大いに利用しながら大きく公募をしながら少しでも市民サービスの向上ができ、またコスト削減ができるという、コストダウンができるという、そういった方向でしっかりと取り組みをよろしくお願ひしたいと思います。

○石橋委員長 ほかに質問はありません

か。川口委員。

○川口委員 1点だけお聞きしておきます。

これの市民へのいろいろな料金体系ですね。使用料とか、こういうのは一体どうなっていくのか、その点だけ確認をしておきたいと思います。

○石橋委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 料金体系は、これは変わりません。

○石橋委員長 川口委員。

○川口委員 変わらないと、当面は変わらないけれども、指定管理者になっていったときに料金などを決める場合は、この委員会などで、また審議をするという、そういうことで了解してよろしいでしょうか。

○石橋委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 はい。

○石橋委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩します。

(午後3時19分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○石橋委員長 再開します。

議案第106号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

川口委員。

○川口委員 この件については、市の方の直営で行うということなんですが、管理面については今までと同じようにするというので理解してよろしいでしょうか。その点だけ確認したいと思います。

○石橋委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 鳥飼図書センターでございますけど、従来の管理委託制度を直営するというのでございますが、一部の業務委託を含む直営ということで、今、ご質問の趣旨のとおりでございます。

○石橋委員長 ほかに質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石橋委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時21分 休憩)

(午後3時22分 再開)

○石橋委員長 再開します。

議案第107号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 摂津市の学童保育条例の一部改正する条例案。障害者も学童保育を受けられるということは非常にありがたいことなんですけれども、この中身の方でどういう審議がされたかというか、お話しされたかというのをちょっとお聞きしたいんです。と言いますのは、私どもも障害者、子どもに持っておりまして、茨木養護ですとか盲学校に通ってるお子さんを受け入れるということなんですけれども、3時半に学校が終わりましてお迎えに行くわけです。スクールバスで帰ってくるわけです。

私どもの家の方に帰ってくるわけですね。それから学童保育というと、家へ帰ってきてから、また学童保育に連れて行く。またお迎えに行くというか、また連れ帰る、そこにおってもいいんですけども、あんまりこれに私ども、例えば障害者がいらしてもお仕事されてる方なんかもいらっしゃるんですが、こういう意味ではずっと、夕方5時ぐらいとか6時ぐらいとかまで預かってもらえたら非常に助かりますけれども、その3時半とか4時の時間に迎えに行き、連れて行って、連れて帰ってということでしたら、あんまり学童保育、預かってもらうメリットというか、そのものが障害者を持ってる親御さんにあまりないのではないかと思っ

ておるんですけれども、この辺の論議というのはしていただけたのかなと。

預かってもらうということは非常にありがたいことですし、預かっていただく親御さんも当然いらっしゃると思いますけれども、この辺、どういう話をされたかなというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○石橋委員長 木下課長。

○木下生涯学習課長 その点につきましては、従来から市内小学校に在学の1年、2年、3年生の児童を対象に学童保育の入室要件にかなうものを入室許可してまいりました。それに加えての養護学校等の資格要件を拡大といいますか、緩和してきたわけでございます。

先ほど、委員のおっしゃっているとおり、養護学校の授業が終わってスクールバスで最寄りのバス停に戻ってくる。そこから今、私どもが考えておりますのは、該当の学童保育室の指導員を1名加配いたしまして、最寄りのバス停に迎えに行くような形で、今、内部でも指導員とも協議しておるところでございます。

そうすることによって、いろいろ今回の条例改正のメリットが出てくるものというように思っております。

○石橋委員長 ほかに質問はないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石橋委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時24分 休憩)

(午後3時28分 再開)

○石橋委員長 再開します。

討論に入ります。

山崎委員。

○山崎委員 議案第76号、105号及び105号に対する修正案も提出されました。それにあわせて反対の討論を行います。

市長は在席でございませんでしたので、きょうの質疑の内容をまたもう一度ご参考にしていただいたらよろしいかと思うんですけれども、きょう私、質疑させていただいた中で、この3件について条例案そのものが住民合意がないということが明らかになってまいったと思っております。

何一つ、合意点が明らかになってこなかった。財政的にもいろいろ問題が出ている。安全対策でもビジョンがない。地域の避難所として、これからの地域形成において先々のビジョンが明らかにされてこなかったということも明らかになったと思います。

それで、まだまだこの問題に対して論議が不十分であるという立場で、これからの先々の犠牲というか、デメリットを見ても小学校の小規模校の解消が必要という論議の立場すら、私は理解できない立場で、この3件に関して反対の立場を表明せざるを得ないいたしますので、よろしく願いいたします。

○石橋委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○石橋委員長 以上で討論を終わり、採決します。

議案第76号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第82号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第83号について、可決すること

に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第84号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第85号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第86号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第105号を採決します。

まず、議案第105号に対する森内委員ほか1名から提出された修正案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 賛成多数。

よって、本修正案は可決すべきものと決定しました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 賛成多数。

よって、修正議決した部分を除く原案については可決すべきものと決定しました。

議案第106号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第107号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○石橋委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会を閉会します。

(午後3時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

文教常任委員長 石橋徳治

文教常任委員 川端福江